

午前十時開議

○**いたいひとし委員長** ただいまから福祉保健常任委員会を開会いたします。

○**いたいひとし委員長** 本日は、当委員会で所管する外郭団体の経営状況等の聴取を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

本日の外郭団体の報告順については、レジュメに記載のとおり、最初に保健センター、次に社会福祉協議会、最後に社会福祉事業団の順とし、入替えで行います。

議事の進行ですが、各団体の報告については、それぞれまず、区理事者より経営状況等について報告いただき、引き続き、各団体より経営方針等についての御説明をいただきます。説明終了後、質疑応答に入りたいと思います。

それでは ㊦ 令和八年第三回区議会定例会提出予定案件、報告①令和七年度及び②令和八年度公益財団法人世田谷区保健センターの経営状況に関する書類の提出の二件を一括して議題にしたいと思います。

本件に関し参考人として、松本理事長、太田事務局長、大西保健センター所長、今野医務課長、安間専門相談課長、片口事務局副参事に御出席をいただいております。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表して、心から御礼申し上げます。

それではまず、区理事者より経営状況等についての報告をお願いいたします。

○**伊藤保健医療福祉推進課長** 私からは、令和七年度公益財団法人世田谷区保健センターの経営状況に関する書類の提出、令和八年度公益財団法人世田谷区保健センターの経営状況に関する書類の提出の二件について御説明いたします。

初めに、令和七年度公益財団法人世田谷区保健センターの経営状況に関する書類の提出の資料に基づきまして概要を御説明させていただきます。

なお、詳細につきましては、令和七年度公益財団法人世田谷区保健センター決算書の冊子をPDFデータにしたものを添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

資料の一ページを御覧ください。保健センターにおきましては、公益目的事業と収益事業を行っております。事業実績は一ページから四ページにかけてでございます。

初めに ㉔ 公益目的事業でございます。公益目的事業とは、東京都の公益認定等審議会が不特定かつ多数の利益増進に寄与すると判断した事業でございます。表の左側、事業名の維持管理運営、がん対策事業、健康増進事業、二ページ目に移りまして、健康教育事業、障害者相談支援事業、三ページに移りましてこころの健康支援事業が該当いたします。また、右側の備考欄には、指定管理、委託、自主の事業区分を記載してございます。

一ページにお戻りいただきまして、がん対策事業でございます。胃がん検診につきましては、エックス線撮影による検診は、四十歳以上の区民を対象に、保健センター内及び検診車を地域に派遣し実施いたしました。内視鏡による検診は五十歳以上の区民を対象に実施し、検診の結果により、必要な区民に対しては精密検査の受診を勧奨いたしました。がん相談につきましては、アピアランスケア用品の展示拡充など、がん相談機能の充実を図りました。また、令和八年二月には、患者同士が安心して対話や学びができる機会としてがんカフェを新たに試行いたしました。

次に、健康増進事業でございます。資料の一ページから二ページにかけてでございます。健康増進事業では、健康度測定や運動負荷測定においては事業計画数を下回りましたが、健康寿命の観点から、六十五歳以上の区民を対象に、フレイル予防に資するシニア健康度測定を令和八年三月に試行いたしました。令和七年度も生活習慣病の重症化、予防推進といたしまして、対面型の集団指導や個別指導、電話支援に加えまして、運動指導の動画配信を行いました。また、区の地域コミュニティの担い手づくり支援事業によるせたがや P a y の配布を活用し、地域の健康づくり講座及び生活習慣病重症化予防事業への参加を促しました。

二ページを御覧ください。健康教育事業でございます。地域の健康づくり支援のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会との共催による各種講習会、相談会等を実施いたしました。健康教育指導としては、運動コース及びマシントレーニングコースは昨年度実績と同程度となっております。

次に、障害者相談支援事業でございます。障害に関する区民や関係機関から様々な相談や支援を行っております。障害者専門相談におきましては、障害児補装具相談事業の本格実施に向けた試行を令和七年十月より行っており、そのほかにも区民や関係機関から障害に関する様々な相談への対応や支援を行っております。三ページを御覧ください。乳幼児育成相談においては、乳幼児の発達、発育に関する相談、適切な支援機関へのつなぎなどを行っております。令和七年五月からは児童館等への専門職派遣による出前型発達相談を

拡充いたしました。高次脳機能障害相談支援では、令和七年度より東京都の区市町村高次脳機能障害者支援促進事業を受託し、梅ヶ丘拠点施設における相談・支援機能及び関係機関との連携強化に努めました。

続いて、こころの健康支援事業でございます。こころの健康づくりに関して、研修を受けた当事者によるこころのピア電話相談を実施しております。令和七年度は当事者等の活躍の場の創出といたしまして、こころのピア電話相談事業におけるピア人材の育成実績を生かし、ピア活動を行う当事者等の協力の下、当事者等との企画会議を開催し、それに基づいた講座を令和八年二月に試行いたしました。

次に㊦の収益事業でございます。保険診療等による検査事業は、医療機関からの依頼に基づく胃や大腸の精密検査などの自主事業でございます。MRI検査、CT検査、腹部超音波検査においては、利用者の利便性向上を図るため、月二回、平日夜間、第二・第四水曜日の時間帯にも検査を実施いたしました。

最後に、五ページを御覧ください。2の令和七年度収支決算書概要でございます。これは、公益法人の会計基準に沿って作成したもので、保健センター事業を令和七年度、令和六年度に分けて記載し、その右側に年度間の増減額を記載してございます。

表の下から八行目、当期一般正味財産増減額を御覧願います。こちらは法人の当期の財産の増減額を表しております。令和七年度は五千二百六十一万百五十三円の黒字となりました。これは、保健センター管理受託収益の増加、さらには、令和七年度より協会けんぽの生活習慣病予防健診の実施機関となったことに伴い、健診利用者が増えたことにより、料金規定等、事業収益が増加したことが要因でございます。

また、表の一番下の行となりますが、正味財産期末残高、令和七年度末の法人の資産残高は六億七千八百十四万六千三百六十五円でございます。

続きまして、令和八年度の事業計画、予算書に移らせていただきます。PDFデータ、令和八年度公益財団法人世田谷区保健センターの経営状況に関する書類の提出の資料に基づきまして、概要を御説明させていただきます。

なお、詳細につきましては、令和八年度公益財団法人世田谷区保健センター事業計画、収支予算の冊子をPDFデータにしたものを添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

資料の一ページを御覧ください。資料の構成は、先ほど説明したものと同様でございます。令和八年度の事業計画といたしましては、がん対策事業では、計画数はおおむね昨年

度と同じ件数を予定しております。がん検診では、区と連携したがん検診の受診促進及びがん精密検査未受診者への勧奨に取り組む予定でございます。

健康増進事業では、各種検査と医師による指導及び栄養、運動、休養の総合的な指導を含めた健康度測定や運動負荷測定を引き続き実施してまいります。さらに、令和八年度より、六十五歳以上の区民を対象としたフレイル予防に資するシニア健康度測定を実施いたします。地域での健康づくり支援では、運動指導員等が直接出向くアウトリーチ型の地域健康出前講座の実施などに取り組んでまいります。次に、二ページを御覧ください。生活習慣病の重症化予防推進では、生活習慣病のリスクが高い方を対象に、計画的な受講勧奨を行い、対面型の集団指導などに引き続き取り組んでまいります。障害者の健康支援プログラムでは、地域で活動している障害者団体に運動指導員を派遣する障害者地域支援を引き続き実施いたします。

健康教育事業の出張指導では、区の介護予防事業として、運動指導員が地域に出向き、世田谷いきいき体操を主たるプログラムとする介護予防指導を行います。また、地域づくりによる介護予防事業においても、区民主体の運動自主グループ等の活動を引き続き支援いたします。

障害者相談支援事業は、引き続き専門医と専門職が相互に連携を図りながら、多様な相談に対応してまいります。また、令和八年度より、肢体が不自由な方の補装具相談の対象者を十八歳未満の方にも拡大し、実施いたします。次に、三ページを御覧ください。乳幼児育成相談では、アウトリーチによる地域支援として、児童館における出前型発達相談の実施回数を拡充し、身近な場所での発達、発育について相談できる機会を提供いたします。高次脳機能障害相談支援では、隣接する東京リハビリテーションセンター世田谷の自立訓練利用者との連携体制を一層強化し、訓練終了後においても継続的な相談支援を行ってまいります。

こころの健康支援事業では、傾聴を中心とした支援を行うこころのサポーターを養成する研修を令和八年度から全地域開催とする予定でございます。

続いて⑥の収益事業でございます。保険診療等による検査事業におきましては、地域医療の後方支援として、胃や大腸などの各種精密検査や、MRI検査やCT検査等を実施いたします。MRI、CT等の高度医療機器による各種検査事業等の地域医療機関への働きかけなど、引き続き事業PRを実施してまいります。

最後に、五ページを御覧ください。令和八年度の収支予算書の概要を載せてございま

す。こちらも先ほどと同様、公益法人の会計基準に沿って収支予算書を作成したもので、保健センター事業を令和八年度、令和七年度に分けて記載し、その右側に年度間の増減額を記載してございます。詳細につきましては、令和八年度公益財団法人世田谷区保健センター事業計画収支予算書のPDFデータを後ほど御確認いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○**いたいひとし委員長** 次に、経営方針等についての御説明をよろしく願いいたします。

○**松本理事長** 私からは、財団の運営状況などにつきまして申し上げたいと存じます。

令和七年度は、年間を通じましておおむね順調に施設運営、事業運営ができたものと考えております。

令和七年度の状況につきましては、決算書、画面では一三ページになりますけれども、新規・拡充等の取組みを記載しておりますが、新たな事業といたしましては、先ほど御説明がございましたけれども、協会けんぽの生活習慣病予防健診を開始したほか、東京都から高次脳機能障害者支援促進事業を受託しまして、高次脳機能障害のネットワークづくりや支援者養成に取り組んでまいりました。

また、画面一四ページの中ほどになりますけれども、財団の基盤強化等の取組みといたしまして、財団の自主性、自立性の向上を最大のテーマといたしまして、令和八年度、今年度からの第四次経営ビジョン及び財務改善計画を策定しております。

令和七年度の決算でございますが、区の御説明のとおり、健診事業が好調であったことなどから、約五千二百六十一万円の黒字となっておりますが、そのうち四千万円は今後のリース料の支払いに充てる費用でございますので、実質一千二百万円余の黒字となったところでございます。

令和八年度の取組につきましては、令和八年度の事業計画に記載してございますが、区からの御説明がありましたけれども、画面では一三ページ、一四ページに重点的な取組みをお示ししてございます。健康長寿にフォーカスを当てました六十五歳以上の方を対象とするシニア健康度測定を十月から実施するほか、昨年度試行しておりました障害児の補装具相談を四月から本格実施しております。

また、画面一四ページに記載しておりますけれども、令和八年度は財団設立から五十周年を迎える年となっておりますので、十月十八日に予定しておりますが、五十周年記念式典などを開催いたします。五十周年に合わせまして、保健センターのオリジナル体操の発

表、保健センターの前所長による記念講演のほか、がん相談などを実施しておりますところとからだの保健室ポルタをリニューアルいたしまして、健康相談あるいは健康ミニ講座などが開催できる場としまして、多くの方に気軽に御利用いただける環境をつくりたいと考えております。

引き続き、区の外郭団体としての使命、区立保健センターの指定管理者としての責務、財団の自主性、自立性向上に向けまして着実な事業運営とサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

○**いたいひとし委員長** それでは、これまでの報告、説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**藤井まな委員** 御説明ありがとうございます。私、前回の定例会の一般質問でがんの受診券についての質問をさせていただいて、二十三区でも世田谷区はがんの検診率が低いということで、電話とか、ファクスとかでお問合せしないと特定健診以外はがん検診が受けられないということで、それはもう受診券一括で送付するほうがいいんじゃないかという話をしたら、令和九年から全部そうしますという答弁で、ああ、それはよかったなと思うんですけども、ここには令和八年度の話がずっと書いてあるので、当然まだまだ変わらないんでしょうけれども、そういうやり方をして受診率を上げていこうというのは保健センターも同じだと思うんですけども、今日は令和七年度の報告と令和八年度の話だと思うんですけども、令和九年に向けてそういう検診率を上げていくということに対して保健センターがどう考えているか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○**太田事務局長** 今委員おっしゃったように、区のほうから一斉送付させていただくということで、今までよりもかなり受けられる方が多くなっていると見込んでおります。それに伴って問合せの対応も増えると思われますので、私どもはしっかりと対応していかないといけないと思っておりますので、例えば、じゃ、電話はどうするのかとか、そういうものにしっかりと対応するための人材をどうするんだとか、丁寧に対応するためのスペースなんか必要となりますので、それについては区のほうとも調整しながら、来年度に向けて、受診増だけではなくて、保健センターのサービスの向上という一環も含めまして、しっかりと対応していきたいというふうに今準備を進めているところでございます。

○**藤井まな委員** じゃ、令和七年度、令和八年度の計画はあまり変わっていないけれども、令和九年からは上がっていくということによろしいんですか。

○太田事務局長 何とか増のほうに向けて、そこは努力していきたいと思っております。

○藤井まな委員 いや、努力というよりも、計画自体も上げていくということでもいいんですよね。

○太田事務局長 そのようにさせていただきたいと思います。

○藤井まな委員 すみません、もう一個、話題は変わるんですけども、この間、区民の方から相談を受けて、医療保険でリハビリに通っている人がいて、前に梅ヶ丘にも通っていたみたいな相談を受けたんですけども、今は梅ヶ丘じゃないところに通っていて、ちょっと相性がよくないから、違うリハビリとか、いろいろ相談したいというのを住んでいる地域の総合支所の福祉のところに相談したら、医療保険だからうちは相談に乗れないので、保健センターのここに電話してくださいと言われて、僕、保健センターに電話して、ここでいいんですかと言ったら、それはうちじゃないですねみたいな感じで、もう一回区のほうに戻して、どこに行ったらいいかと言ったら、結果的に相談窓口がない。明確な介護でもないし、障害でもないから、ないという話になっちゃたんですね。あまりこういうたらい回しにされるのが嫌だから、僕が全部聞いて、その人につなげたかったんですけども、いや、この話は別に悪い人は誰もいないんですよ。

ただ、それも福祉であるから、保健センターなり、世田谷区なり、ちょうどそろっているから、あえてこの話題にしたんですけども、受け止めて、相談に乗れる体制を取ってほしいなと僕は思っているんです。世田谷区でも、保健センターでもいいんですけども、そういう相談体制みたいなことについて何か御意見があったらお伺いしたいんですけども、難しくてごめんなさい。

○安間専門相談課長 私、本件については職員からも報告を受けていまして、医療保険という話は伝わってなくて、年齢が六十三歳というようなところで、年齢が微妙です。で、介護保険とかで利用していたら、うちでいいですよと言っても、実は別のところですよということになっちゃうので、その状況を確認してくださいということで一旦お戻ししたという経過だということは聞いておるんです。

ただ、もう一度その方から相談があるかもしれないということは、係の中でももしこういうことがあったらということでは共有しているところなんですけど、ちょっとその対応、もしそれで、話を聞くと門前払いされたとか、そのような話とかであれば対応の仕方を考えるんですが、決してそういうことではないということともう一つ、医療保険ということなので、あくまでも医療、病院の判断になる、そこは病院さんの判断ですよということ

の考えがあるということは職員から聞いております。

○**藤井まな委員** 門前払いとか、そういう話をしているんじゃないくて、区で受け止め切れないことも、範疇じゃないところはあるかもしれないんですけども、じゃ、それをどこにつなげていくのかとか、そこにどう責任を持っていくのかなというところが僕は大事だと思っていて、そういう問題提起なので、ぜひとも課題として認識していただきたいという意見にしておきます。

以上です。

○**佐藤正幸委員** 三つあって、一つが十四ページのところのCOPDの話です。私も去年の一般質問で取り上げさせてもらって、今、検診については検討していますみたいな話だったと思うんですけども、今、検診の検討状況がどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

○**今野医務課長** COPD検査のほうは、自覚症状が乏しくて、見逃しやすい慢性閉塞性の肺疾患患者を早期に発見いたしまして、適切な治療を行うことはもとより、疾患の原因とされる禁煙にもつなげて、重症化の予防と死亡率の減少を図ろうとするものであります。肺機能検査のスパイロメトリーと胸部のCT検査をセットで検査するということは、肺の構造や機能を同時に調べることができて、病気の正確な診断や重症度の評価を行うことができるため、保健センターで所持しております、検診で今使用していますが、スパイロメトリーという機械と精密検査で使用するCTの両方の機器を使用した検査を、医師会からも要望されておりますので、セット検査を行うということで今話を進めております。

医療事業運営委員会のほうで事業スキームですとか、そういったお話を提案させていただいて、その後、医師会の呼吸器の先生の御意見もいただいたりしながら、今年度の十月に試行のほうを実施いたしまして、令和九年、来年一月に本格実施という予定で今準備が進んでいるところでございます。

○**佐藤正幸委員** 二点目なんですけど、高次脳機能障害の話で相談体制の拡充をしていただけるということだったんですけども、専門員の増員とありますが、専門員の方というのは具体的にどういう要件を備えた方になるのか、詳しく教えていただきたいと思います。

○**安間専門相談課長** 専門医ですか。

○**佐藤正幸委員** 専門職です。タブレットの調子が悪くてすみません。高次脳機能障害者の事業の拡充のところで「専門職の増員」と書いてあるんですけども、これはどういう要件を備えた方が必要とされているのか、詳しく教えていただきたいと思います。

○安間専門相談課長 保健センターでの高次脳機能障害の担当として、専門としては、社会福祉士ですとか、あるいは理学療法士、言語聴覚士、そういう者が対応している状況でございます。

○佐藤正幸委員 最後なんですけれども、さっき最終的に五千二百万円ぐらいの黒字決算になりましたけれども、四千万円ぐらいサーバーの計上かな。リース料でかかってしまうので、実質収支は一千二百万円ぐらいの黒字でしたみたいな話があったと思うんですけれども、四千万円というのは、一五ページに書いてある保険診療事業用サーバーが主なのですか。これは、相場感として大体このぐらいのお金がかかってしまうものなんですか。

○太田事務局長 ちょっと詳しく御説明させていただきますと、五千万円のうち四千万円をとら今後を含めてのお話でございまして、事業システムの精度管理ですとか、あとはシニア健康度測定のソフトウェアの導入を令和八年の三月に一か月分だけ導入しまして、減価償却費も一か月分ということになります。

ただ、一方で、指定管理料は予算計上されて、収入として入っていきますので、この部分のシステムの今後について減価償却は五年かけて行うということになりますので、令和七年度は六十か月分の一か月分しか数字上は支払わなかったということになります。あわせて、保険診療事業のサーバーのリースも、購入したときに費用の総額の消費税を一括計上して、今後五年間にわたって資産の償却をするということで、今後の五年間を見込んで四千万円は必要だということになりますので、それはとっておくというか、備えておく必要がありますので、実質的には五千万円から四千万円ほど引くと一千万円と少しが数値として出てきますよという御説明になります。

○石川ナオミ委員 先ほど黒字が一千二百万円余ということでございましたけれども、ここにつきましては、先ほどリース料が四千万円余りということでしたので、今後五年間は減価償却の分でということも含めて伺いました。この黒字については、今後どのように評価されていくか、今後増減をどのように見込んでいるかということを教えてください。

○太田事務局長 今回一千万円ですけれども、今後についても、そういった増額を確保していくために、今般、第四次の経営ビジョンの中に財務改善計画というのを定めておりまして、そこで資産の運用の増というのももちろん見込んでまいりますし、職員の努力も不可欠でございますので、収支のほうもしっかりと見極めて、頂けるところは頂いていく。収入増も図っていきつつ、抑えるところは抑えていくことをしまして、なるだけ財源を確

保しながら、今まで定期とか普通預金で主にしてきたというところがありますので、私どもの公認会計士がいっぱいいますので、今御相談しているところなんですけれども、ぜひ債券とかの運用を積極的にやっていきたい。金額はそれほどではないかもしれませんが、今職員と検討しているところでございます。

○石川ナオミ委員　しっかり財源確保というところでも努力していただけるというようなところも伺って、そこは安心しております。

さて、保健センターが今年五十周年を迎えるということで、節目といったところでございますが、コロナ禍を経て、そして、これから高齢化がさらに進み、多死社会等も進んでいく中で、保健センターの役割は非常に大きい、さらに求められてくるものがあるかと思えます。これから十年、二十年重ねて、六十年、七十年という保健センターの在り方、また、どのような展望を持っていらっしゃるのかということをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○松本理事長　保健センター、五十年が経過しましたがけれども、これまでは、区民の方の健康の増進にせよ、医療機関の後方支援にせよ、やはり保健センターがなくてはならない役割を果たしてきたということは現実あるかと思うんですが、この五十年の間に医療環境も大分変わってきておりますし、社会の状況にもわかに変化が大きくなってきている。一方では、健康長寿のように区民の皆様が健康を追求する意識というの、コロナ禍を経てより強くなっているんだろうと考えております。

ですから、今後の財団の運営ということでいえば、財団の自主性、自立性、足腰を強くしていくということが一つですけれども、一方では、これまで行ってきていないようなサービスや医療機関の後方支援の中身もドラスティックに見直す必要があるのではないかと、そういう時期に来ているのではないかと考えているところでございます。ですから、健康長寿に向けては、冒頭申し上げましたように、シニア健康度測定を実施したり、福祉の面でも、障害児の補装具相談というのは医療と福祉とが連携しまして、レントゲンを撮った上での補装具相談に当たっていくような今まではできにくかったことが今後できていくだろう。

それから、医療機関の後方支援では、CT、MRIの高額医療機器を使った検査ということも行ってきております。これも今後は大事だろうと思っておりますけれども、例えばですけれども、医療機関のほうでは、栄養士がいなくて、栄養士を派遣してもらっての健康指導とか、ちょっとニッチな部分にはなってしまうんですけれども、そのように派遣型で地

域に出ていきながら、地域の健康づくり、あるいは医療機関の後方支援というようなことも、幅広く、かつ丁寧な対応ということが今後必要になってきているのではないかなと考えておりますので、その点は私ども財団だけでできることではありませんので、今後区とも相談をさせていただきながら、どういう方向に保健センターが役割を担っていくべきなのか、あるいは区として役割を期待しているのか、このあたり、密に連携して、方向性を見定めていきたいと考えております。

○石川ナオミ委員 今非常に心強いお言葉もいただきました。本当に地域とより連携していきながら、社会のニーズがどういったものなのか。こういった多様な社会になってきていて、いろんな考え方、価値観も入ってきている中で、やはりそうしたところもしっかり見極めて事業をしていただきたいということを要望しておきます。ありがとうございます。

○おのみずき委員 少し伺いたいんですけれども、右上、三六ページの高次脳機能障害の支援者養成の部分について伺いたいのですが、令和七年度の実績を拝見しますと、過年度と比べても、軒並み実績はかなり低くなっているのかなというふうに拝見するんですが、こちらの応募者が定員を下回った、あるいは講座開始後に辞退者が出たということは書いてあるんですけれども、具体的に支援者養成が思うようにいかなかった要因を保健センターのほうではどのように考えて分析されているのかということと、支援者養成における今の課題を何だと考えられていて、来年度以降どう取り組んでいくのか、伺いたいです。

○安間専門相談課長 今、御質問いただいた支援者養成でございますが、そこに記載のとおり、実際の申込者が少なかったということで、これをどう捉えるか、どう考えるかというところでございますが、私どものほうでは、一つは、広報がこれまで決まったところとか、一定のところしか出していなかったとか、あるいは養成講座の時間帯ですね。これは講師の都合にもよっていたんですが、これまで夜間だったということもございます。

それから、連続で受けなければいけないというような、ちょっと縛りがきついというようなこともあったんじゃないかということもございまして、御質問の、次年度以降、どう取り組むんだというところですが、今年度から広報も今までとは少し違うところにいろいろ広報をすとか、あるいは時間帯も昼間開催。受講者からも昼間のほうがというような声もございましたので、昼間開催とすとか、あるいは今、梅丘の総合プラザでやっています開催を来年度は玉川のほうでもできないか、別のところでもできないかということも今検討してございます。

それから、連続受講というところも、もうちょっと条件を緩和して、何らかの都合でできなくても、代替するものがあれば、それで受講したとみなすとか、そういうことで少し要件を緩和して、受けやすくして受講生を集めたい、そんなことを今考えているところでございます。

○**おのみずき委員** 分かりました。ありがとうございます。いろいろと次年度に向けて改善を御検討いただいているということで、やはり区としても、今年四月に新法、高次脳機能障害者支援法も施行されておりますし、区としても基本的な考え方を今策定中で、今後より支援者という方が重要になってくると思いますので、できるだけ受けやすい、一人でも多くの方に受けていただけるように、できる限りのことはしていただきたいなと考えておりますので、これは要望です。

今申し上げたとおり、今年度、区としても高次脳機能障害者支援における基本的な考え方を現在つくっておりますけれども、保健センターのほうは具体的にこれも一緒に策定されていると認識しているんですけれども、その理解でよろしいのかということと、新法の施行を踏まえて、保健センターとしての事業や支援の在り方というところにどういう変化があるのか、あるいは今後どのように変わっていくのかということも伺います。

○**安間専門相談課長** 今おっしゃっていただいた、区のほうで検討している在り方の検討会に保健センターからもメンバーとして参加させていただいておりますので、そこを一緒に取り組んでいるということです。

新法によって取組に何か影響、変化があるかというところでございますが、新法では家族等への支援ですとか、相談体制の整備、あるいは情報の共有促進等々をうたっておりますが、これはこれまでの取組の延長線上と考えておりまして、特に新たな対応等は今のところ想定しておりません。

ただ、この後、国や都からこの施策について何か情報があれば、区とも相談して、関係機関とも協議しながら対応していきたいと考えてございます。

○**福田たえ美委員** 大変にありがとうございます。何点かお伺いしたいと思っております。

まず、令和七年度の報告の二ページに障害者の健康支援プログラムというのが書かれておりますけれども、事業計画数は二十回、実際には七回ということで、前年度より回数が減っているのは、前回、令和六年度が十二回開催されているということで、その後の要望が少なくなってしまうからなのか、まず、ここの状況をお聞きしたいと思います。

○**今野医務課長** 障害者施設さんのほうですとか、ほかのいろんな教室、講座に行ったときに、そちらのほうにも御利用いただけるようなプログラムのチラシをお配りしたりとか、こういうことできるよということで一応お伝えしているんですけども、申込みがなかなか伸びなかったというところになります。今後もPRの仕方とかは考えていかないといけないねということは、現場の者とも話しているところでございます。

○**福田たえ美委員** 今、御答弁いただきましたけれども、障害者施設のほうにアピールしても回数的に伸びなかったというところ、多分現場で受ける側の方々、施設の人も本当に人数も少ない中での運営だと思っております。しかし、実は大変重要なことだと思っております。御自身ではなかなか健康づくりができてにくい方々なので、そこにどのように手を差し伸べていけるかというところで、工夫をして、どのようにしたら皆様が受けやすいのかというところはぜひ御検討していただいて、調査などもしていただいて、継続的に健康づくりの御支援をしていただきたいと思いますと思っております。

もう一つなんですけれども、我が党として障害者の方から御相談をいただいているがん検診などは、一般の病院では、障害の特性があり、なかなか受診環境が整っていないというような御相談を承っております。その件に関して、ぜひ保健センターがそういった役割を担っていただきたいということでお願い申し上げていたんですけども、そのあたりは障害者の方への特性を捉えたがん検診の受診の環境が整っているのかどうか、確認したいと思います。

○**今野医務課長** 保健センターでは、実施いたしますがん検診ですとか、胸部のレントゲン写真とか、そういったところは、例えばレントゲン写真だと立ったままでしか撮れないものを、寝てもできるような装置を取り入れているところですか、聴覚障害者の方や視覚障害者の方も結構がん検診を受けにいらっしゃっているので、そういった方に検査方法ですとか手順を丁寧に説明するのにタブレットを使ったりとか、カードを使用したりとか、準備をして、きちんとガイドしながら受けていただいている形になります。

昨年度、障害の程度でいいますと、視覚・聴覚障害者の方も結構いらっしゃいましたし、知的障害者の方の受診なんかも結構ありました。胃の内視鏡検診なんかで知的障害の方でもいらっしゃったときがあったんですが、御家族も一緒に来ていますので、ドクターといろいろ相談させていただきながらチャレンジして、途中で危険と判断したときに、同意をもって一名やめたというケースはありましたけれども、そういったことで丁寧にいろいろ対応しながら、説明しながら挑んでいるというところはあると思います。

○**福田たえ美委員** 様々工夫していただいているということですが、そのことを当事者の方々が存じ上げていないと、どうしてもそこを選んでいくということができず、自分はやはり検診が受けられないなと断念してしまうことがあるかと思いますので、そのところは障害の手帳がある方にはその情報が届くようにするのか、分かりませんが、何かお伝えできる方法をぜひお願いして、一人でも多くの方が受診できるようにお願いしたいと思います。

最後に、一四ページにございます災害時の対応ということで書かれておりまして、検討はされていくということが書いてあったんです。災害時のバックアップ体制ということで、大規模災害後の避難者支援への協力、また、区の医療救護本部の後方支援ということですが、ここは本当に大変重要な観点だと思っております。今、薬がなかなか届かない。能登半島地震のときにも、特に持病がある方、精神の御病気をお持ちの方だったんですけれども、お薬が手元にないということで、もうそれだけで大変苦しい思いをされていて、場合によっては命に直接関わるお薬が手元にないというような御相談も受けておりました。

そういったときに、医療救護本部というところがどのような役割を今後なさっていくのかというところは重要なポイントにもなってくると思いますが、昨年役割なども検討していくということが書いてありますが、その後、どのように進んでいるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○**片口事務局副参事** 災害については、近日ですと、熊本の大きな地震があったりとか、八月に台風による甚大な被害も各地で発生しているところで、非常に急いで取り組まなきゃいけないものだと認識はしております。一応区のほうは、大規模震災の発災時に総合プラザ内に医療救護活動を行う世田谷区医療本部を設置するとなっております。保健センターのほうは、まず、その医療救護本部の活動に必要な諸室を速やかに区に引き渡すという役割が発災直後に出てきます。その後、発災七十二時間以降は、保健センターは様々な運動指導員ですとか保健師、障害関係の職員、十四種類の専門職を抱えておりますので、その専門職たちによる避難所の区民の健康づくり支援のための巡回指導というのがお役に立てるのではないかと考えています。心のケアですとかフレイル、いわゆるエコノミークラス症候群を予防する役割の仕組みづくりを区と連携して構築していき、あと職員の行動マニュアルですね、避難誘導、利用者の安全確保、これら全般的に……。日本でも、外国でもそうですけれども、災害が大変頻繁に起きておりますので、それについては区という

いろ協議しながら、医療救護本部の設置、そしてそのバックアップということで何ができるのかというのは、財団内でも喫緊の課題として検討していく事項だと感じております。

○福田たえ美委員　今御説明いただいたんですけれども、もう少し簡潔に答えていただけたらよかったです。何をどのようにセンターのほうで役割を担っていいのかというところで、御準備をされていることは何となく分かったんですけれども、もうちょっと的確に教えていただければと思いますが、お願いいたします。

○松本理事長　災害時の保健センターの役割は、今、副参事から申し上げたところが基本ではあるんですけれども、東日本の震災以降の様子を見ておりますと、地震などで直接亡くなる方よりも、関連死が大体七割を占めているということです。ですから、けがなどで亡くなる方も関連死に入りますけれども、熊本の震災などを拝見しますと、車中泊をされていたとか、あるいは御自宅にそのままとどまって亡くなっているような方もかなりいらっしゃるということを報道では聞いております。

一方で、私どもの職員には視力障害者を指導する職員がおりまして、今回の熊本の震災では、四日間ほど、要請に応じまして現実に熊本に入っております。その話を聞かせていただきますと、視力障害者の方が避難所にいられるかということ、実は現実なかなか難しく、トイレに行くのにもなかなか一人では行けないとか、薬ももらいに行けないとか、そういう話は現実にあったり、あるいはその障害者の方がどこに住んでいらっしゃるのか、どこに現実いるのかというデータがなかなか提供してもらえなくて困ったとか、そういう生の話を聞かせていただいております。

あまり財団側で勝手なことは申し上げにくいですが、財団として保健センターに医療救護本部を設けると。そこまでは速やかな話として対応できると考えておりますけれども、大切なことは、それ以降、今までの避難所への巡回指導に、フレイル予防という観点から運動指導員を派遣したり、栄養士を派遣したりということは、協定もありますので、準備を進めておりますけれども、今回の地震の様子などを伺いますと、かなり個別性が高くなっているんじゃないかと思うんです。そういう点では、運動指導員だとか、あるいは栄養士だけでなく、私どもには区にいらっしゃらない職種の福祉職もおりますので、そういった者が今後どういう役割を果たせるのかということを財団の中でも検討してまいりたいと思いますし、区ともその点は密に情報交換をして、やれる対応、あるいはやるべき事柄を速やかに整理したいなと考えております。

○福田たえ美委員　いつ来るか分からない災害と災害弱者と言われていらっしゃる方々が

今、熊本地震でも大変大きく取り上げられておりますので、そういう意味でも大きな役割を担う保健センターだと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

以上です。

○阿久津 皇委員 今年度の事業計画の中で、基本方針とか、いろんなところで自主性の強化というか、自主事業の拡充みたいなのところがいろいろたわれていると思います。計画とかを見ると、自主事業の目標、事業計画数を比較すると昨年度とあまり変わっていないのかなと思うんですが、その自主事業の収益性の強化みたいなのところというのはどのように考えているのか、教えてください。

○太田事務局長 自主事業ということでございまして、これまでも保健センターの中では、自主として区のほうの公益事業を補完するようなサービスを提供させていただいておりますので、例えば今回、シニアの健康度測定ですとか、そういった形でも自ら考えて実施させていただいたところもございます。

そのほかにも、これから九年度へ向けて具体的に財団の中でも検討し、特に自主については、まさにこれから財団として認知度向上に向けてどう見せていくか。あとは、先ほど申し上げましたように、やっぱり財源もかなり公益的なほうで、指定管理のほうに頼っているところがございますので、そこら辺の見直しも含めまして、どういった自主事業ができるかを検討していくことにしてございますので、その辺についてはまた、来年度予算の中で具体的に御説明させていただければと思っております。

○阿久津 皇委員 公益財団法人ということで、自主事業、収益事業みたいなものがどこまでできるのかというのはなかなか難しいところもあるのか分かりませんが、ぜひ経営基盤の強化みたいなのところで、しっかりそこは進めていっていただきたいですし、収支報告を見ていると法人税等は七万円みたいなので、今のところ、自主事業そのもので利益が出るというところまでは至っていないのかなと思うんですが、自主事業のみの収支みたいなのところが分かれば教えてください。

○太田事務局長 第四次経営ビジョンの財務改善計画の中にも、今おっしゃった部分は課題として取り上げさせていただいております。自主の比率を少しでも高めていくということで、現時点ですと、経常収益全体の八割ぐらいはやはり指定管理というんでしょうか、公益の部分に頼っているところがございますので、ほかの外郭団体さんは六割、七割ぐらいの数値をされていますので、まずはそこを目標にして、財務改善計画は五年間の計画として定めておりますので、その中で具体的に、毎年度少しずつになろうかと思っております。

ども、工夫しながら自主を高めていきたいと思っています。

○阿久津 皇委員 様々な外郭団体がある中で、それぞれの役割は多分違うと思うので、どこまで増やせるかというのはあれですけれども、今ほかの民間でやられている事業との兼ね合いもあるか分からないですし、そこを圧迫しないように、区民の健康増進に資する自主事業の拡大をぜひ進めていっていただきたいと期待しています。

○いたいひとし委員長 ほかに質疑がなければ、以上で公益財団法人世田谷区保健センターの経営状況に関する書類の提出についての報告を終わります。

参考人の皆様に、委員会を代表し、改めて御礼申し上げたいと思います。本日は皆さんに御出席をいただき、それぞれの事業について詳細にわたり議論することができました。本日は誠にありがとうございました。

ここで理事者、参考人の入替えを行いますので、委員の方はしばらくお待ちください。

—————
○いたいひとし委員長 次に㊤令和七年度及び令和八年度社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の経営状況についての報告に入ります。

本件に関し、参考人として、吉村会長、長岡常務理事兼事務局長、金安事務局次長、山本総務課長、小林連携推進課長、堀権利擁護支援課長、遠藤自立生活支援課長、中山事務局副参事に御出席をいただいております。なお、松田地域福祉課長は欠席になりましたので御了承ください。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表し、心から御礼申し上げます。

それではまず、区理事者より経営状況等についての報告をお願いいたします。

○瀬川生活福祉課長 それでは、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会における令和七年度及び令和八年度の経営状況について御報告いたします。

世田谷区社会福祉協議会は、社会福祉法第百九条に基づき、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施や社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助等を通じて地域福祉の推進を図ることを目的として設立された団体でございます。区では、その運営を補助するとともに、幾つかの事業を委託しております。

まず、令和七年度社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の経営状況についてを御覧ください。こちらの資料では、社会福祉法人会計基準に基づく拠点区分という単位ごとに主要な事業を記載しております。また、各事業における区負担につきましては補助金、委託料

と記載することにより、それぞれの事業主体を表しております。

まず、1 事業実績（概要）の㊦地域福祉推進事業でございます。地区社協活動支援事業についてですが、区内二十八地区において、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、児童館と連携し、生活上の課題を抱えた方の相談支援や地域づくりに取り組みました。

次の地域支えあい活動支援事業では、ふれあい・いきいきサロン、支えあいミニデいの活動支援、子ども食堂の立ち上げや運営支援を行いました。

二ページ中ほどを御覧ください。地域福祉人材育成事業では、地域の人材活用の仕組みとして、地区サポーターや地区活動入門講座、福祉学習を実施いたしました。

次の日常生活支援事業では、住民同士の支えあいによるふれあいサービスを実施するとともに、支えあいサービスを実施いたしました。

次に、三ページを御覧ください。子育て支援事業では、ファミリー・サポート・センター事業として、子育ての手助けが必要な利用会員と手助けができる援助会員の会員登録と利用調整、研修等を実施してまいりました。

その下の障害者支援事業では、福祉喫茶三店舗の運営を通じて、すきっぷ等と連携し、障害者の就労を支援しました。

続いて、四ページを御覧ください。㊧生活自立支援事業でございます。まず、生活困窮者自立支援事業ですが、ぷらっとホーム世田谷において生活困窮者の自立生活に向けた相談支援や家計の見直し支援、住居確保給付金の交付、受験生チャレンジ支援貸付け、子どもの学習支援等を行ってまいりました。また、ひきこもり状態にある方や家族への支援といたしまして、ひきこもりについての理解、啓発を目的としたセミナー開催やひきこもり相談窓口リンクを運営し、関係機関と協働し、相談支援を行ってまいりました。

続いて、五ページ中ほどを御覧ください。㊨権利擁護事業でございます。あんしん事業ですが、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理等を行い、あんしん法律相談では、高齢者、障害者の方を対象とした弁護士による無料法律相談を実施いたしました。

成年後見制度利用支援事業ですが、成年後見センターにおける相談業務、区民成年後見人の養成研修、六ページに続きますが、親族後見人等への支援や成年後見セミナー、老い支度講座を開催いたしました。

また、法人による成年後見事業として、区民後見人の監督や法人後見人としての後見活動、任意後見を実施いたしました。

七ページを御覧ください。㊦の法人運営事業につきましては、組織運営事業としてICT化の推進に取り組みました。社協会員会費の会員数と会費額は記載のとおりとなっております。会費の募集におきましては、活動の積極的なPRを行いますとともに、集め手の負担軽減策としてオンライン決済による納入を開始いたしました。

㊧のその他でございますが、福祉活動団体等への支援といたしまして、赤い羽根共同募金等の実績を記載しております。

続いて、八ページを御覧ください。令和七年度の収支決算についてお示ししております。左端の勘定科目の欄には、収益と費用についての増減の部ごとに表記しております。そして、表の中ほど縦列には、当年度と前年度の決算額、さらに、一番右に前年度比の増減について記載しております。単位は円となっております。決算について、下から八行目になりますが、当期活動増減差額㊨は約マイナス二千六百三万円となっております。一番下の欄の次期繰越活動増減差額㊩は約二億三千六百十二万円となっております。

令和七年度の経営状況については以上でございます。

続きまして、もう一つの資料の令和八年度社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の経営状況について御報告いたします。今年度の四月に御報告しました内容ですので、できるだけ絞って御説明をさせていただきます。

まず、1事業計画（概要）の㊪地域福祉推進事業でございます。地区社協活動支援事業についてですが、区内二十八地区において、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、児童館と連携し、生活上の課題を抱えた方の相談支援や地域活動への参加支援、地域づくりを推進いたします。

次に、地域支えあい活動支援事業では、ふれあい・いきいきサロン、支えあいミニデいの活動支援、子ども食堂の立ち上げや運営を支援します。また、地域で支える食の支援事業として、食品寄附の受入れを拡充し、子ども食堂や生活困窮者への食の支援を充実してまいります。

続いて、三ページの上から二つ目の表組み、㊫生活自立支援事業でございます。生活困窮者自立支援事業では、ぷらっとホーム世田谷において生活困窮者への相談支援、世田谷ひきこもり相談窓口リンクの運営やフードパントリー事業など、自立生活に向けた総合的な支援を行ってまいります。

次に、五ページの真ん中辺りを御覧ください。権利擁護事業におきましては、世田谷区終活支援センター運営事業を開始し、本年七月一日から総合相談窓口事業と高齢者終身サ

ポート事業えんのつづきをスタートいたしました。

続いて、七ページを御覧ください。令和八年度の収支予算総括表でございます。単位は円となっております。表の勘定科目のところから数えて十二行下の当初予算額の事業活動収入計㊦が十七億四千六百二十八万七千円、この下の支出というところから数えて八行下の事業活動支出計㊧が十七億五千七百一十一万一千円、その下の事業活動資金収支差額㊨がマイナス千七十二万四千円となっております。

続いて、施設整備等における収支とその他の活動による収支を加え、また、予備費として一千万円の計上を含め、下から二行目になりますが、当期資金収支差額合計㊩は三千五百七十四万五千円、その下の前期末支払資金残高㊪を加えて、八ページ目を御覧ください。当期末支払資金残高㊪プラス㊩は一億二千三百五十六万六千円となっております。

私からの説明は以上となります。

○**いたいひとし委員長** 次に、経営方針等についての御説明をよろしくお願いします。

○**吉村会長** よろしくお願いします。

皆さん、こんにちは。世田谷区社会福祉協議会の吉村です。委員の皆様におかれましては、日頃より区政に御尽力いただき、本事業への御理解と御協力に心より御礼申し上げます。

さて、少子高齢化や長引く物価上昇が住民生活に大きな影響を及ぼす中、孤独、孤立をはじめ、公的支援が届きにくい制度のはざまの課題など、地域課題はより複雑・複合化しております。本会では、第四次世田谷区地域福祉活動計画の下、四者連携を基軸に、行政、関係機関、住民への連携を図りながら、地域のつながりを絶やさないセーフティネットの構築を進めております。

さて、新たな重点事業として、本年七月より、区からの受託事業であります世田谷区終活支援センターを社協本部内に開設いたしました。身寄りが無い、資力が十分でない高齢者の方々の入院、入所や死後の事務などを支える高齢者終身サポート事業を通じて、老後の不安に寄り添う体制を整えてまいります。

今後とも、職員一同が責務を自覚し、組織一丸となって取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、この後、事務局長より御説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○長岡常務理事兼事務局長 私からは令和七年度の事業、決算を中心に御説明をいたします。

資料で令和七年度社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の経営状況についてを御覧ください。こちらの一五ページをお開きください。令和七年度事業・決算報告（総括）についてです。こちらに沿って、簡潔に読みながら御説明いたします。

まず、1 はじめにについてです。令和七年度は、少子高齢化の急速な進展や長期化する物価上昇が住民の日常生活に大きな影響を及ぼす中、孤独、孤立や生活困窮をはじめ、ひきこもり、ヤングケアラーなどの複雑化、複合化した課題、制度のはざまの課題が顕在化しました。世田谷区社会福祉協議会では、住民の地域生活を支える事業を実施するとともに、生活に困窮する方や様々な生活課題を抱えている方への支援に取り組んできました。

世田谷区では、令和六年度に新たにスタートした、世田谷区地域保健医療福祉総合計画に基づき、地域共生社会の実現を目指し、それまでの地域包括ケアの地区展開を基盤とした世田谷版地域包括ケアシステムの強化を進めています。

本会では、区の総合計画の改定を受け、それまでの地域資源開発事業で培った専門支援スキル等を踏まえ、四者連携を基軸に、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援等の取組を進めてきました。

二行飛ばしまして、以上を踏まえ、本会では、区の総合計画に連動した第四次世田谷区地域福祉活動計画を策定し、令和七年度からスタートしました。

二行飛ばしまして、次に2の主要事業につきましては、先ほど生活福祉課長のほうから同様の事業についての御説明がありましたので省略させていただきます。

次に、ページを二ページお進みいただきまして、一七ページを御覧ください。一七ページの上から十二行目を御覧ください。3の世田谷区地域福祉活動計画に基づく取り組みの強化についてです。令和七年度から第四次世田谷区地域福祉活動計画をスタートしました。

計画は、全区的計画と、二十八地区の各地区計画で構成されており、本会では、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりを目指し、住民、行政、関係機関等との連携、協働による取組を進めております。

二行飛ばしまして、次に4の法人運営基盤の整備・強化についてです。平成三十年度に開始した社協経営改革では、財政健全化、組織・事業の見直し、人材育成を三本の柱に据え、令和四年度までの五年間にわたり改革に取り組んできました。

地域福祉の推進役として運営基盤をより強固なものにするため、令和七年度も、健全な財政運営、効果的、効率的な組織・事業運営、職員の人材育成に努めてきました。

具体的には、まず㉔の健全な財政運営についてです。平成三十年度に策定した財政健全化計画は、令和四年度に総括を行うとともに、令和五年度以降の中期財政見通しを立てました。策定時の指針を継承し、総括の結果を踏まえ安定した財政基盤の維持に努めてきました。

次に㉕の効果的・効率的な組織・事業運営についてです。その下、四行飛ばしまして「また」から御覧ください。また、地域福祉コーディネート推進事業については、地域生活課題の解決に向けた、スーパーバイズ機能の強化、職員の専門性向上等への対応のため、ページをお進みいただきまして、一八ページを御覧ください。職員体制を強化して取り組んできました。

次に㉖の職員の人材育成につきましては、平成三十年度に人材育成計画を策定し、行動指針を定めるとともに、コミュニティ・ソーシャル・ワーク研修等の専門研修を進めてきました。

その下、一行飛ばしまして、さらに、令和七年度も、防犯やハラスメントに関する新たな研修を実施するなど、研修の充実を図ってまいりました。

次に、5の決算状況についてです。令和七年度の決算は、資金収支計算書に基づく当期資金収支差額合計は五千四百二十二万一千百九十二円となりました。事業活動計算書に基づく当期活動増減差額は、マイナス二千六百三万七千四百五十四円となりました。主な要因としては、職員賞与の支給回数を三回から二回に変更したことによる賞与引当金繰入れの増加や過年度消費税の支払いがあったためです。

法人の収益性を示す指標については、前年度数値と比べ、減少していますが、二〇二五年度社会福祉法人の経営状況についての全国の社会福祉協議会の経営状況の平均値と比較すると、遜色のない数値となっております。

一方、法人経営の短期安全性を示す指標や、長期持続性を示す指標については、昨年度決算に比べて、数値は増加しており、財務の安定性と持続性は維持しております。

以上のことから、当期活動増減差額はマイナスになりましたが、主たる要因が一過性の費用によるものであり、法人の持続可能性に大きな影響を与えるものではありません。

今後も、引き続き、財政収支のバランスを図り、安定的な法人運営に努めてまいります。

私からの御説明は以上です。

○**いたいひとし委員長** それでは、これまでの報告、説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**川上こういち委員** 令和七年度事業報告・決算書の一五ページ、先ほど御説明いただいたところで、最後のほうの行、主要事業についての「NPO団体等と協働し、地域住民やボランティア等とともにコミュニティバスの運行支援に取り組みました」というところで、私たちもこの間、玉川総合支所と二子玉川の間を結ぶものを運行している方々の話を伺う機会があって、自分たちですごく頑張っているんですけども、例えば世田谷区内でもバス問題、交通弱者とか、いろいろそういう問題に取り組んでいる中で、社協が関わっているコミュニティバスというのは区内に幾つぐらいあるのでしょうか。

○**金安事務局次長** ただいま川上委員御指摘のコミュニティバスの件でございますけれども、まさに委員おっしゃられた二子玉川と玉川総合支所を結ぶ便のことでございます。私どもといたしましては、その立ち上がり当初から、地域、地元町会との調整ですとか、当然所要の財源が必要になりますので、社協あるいは準民間の助成金などの情報、あるいは書類の作成などを一緒にやりながら、運行ボランティアの確保などに、これまでの間、取り組んでいるところでございます。

なお、ほかのエリア等につきましては、私どもまだそこまでは至っておりません。

○**川上こういち委員** もしそういった希望されるところがあれば、社協としてもコミュニティバスの運行支援というところは広く区内でも広げていきたいという感じでしょうか。

○**金安事務局次長** もちろん地域の皆様にとって、サービスの向上、生活の質向上ということであれば、私たちも地域福祉の推進の一環として、しっかりと連携、調整を図っていきたいと思っているところではございます。ただ、公共交通機関というのは当然区の部分でもありますので、そのあたり、行政の施策等とも密接に調整等を図りながら共有してまいりたいと思います。

○**川上こういち委員** すみません、ちょっと別の話になりますけれども、同じ資料の二五ページで災害見舞金事業、ちょっと確認といえますか、令和七年度は二百十二件、百十三万円の見舞金を支給しましたとありますけれども、これは去年、玉川で一時間九十二ミリ降りましたけれども、その豪雨災害に関わるのがほとんどという形なんでしょうか。

○**金安事務局次長** 私からお答え申し上げます。七年度の二百十二件の内訳は、すみません、今手元にはございませんが、主には水害なんですけれども、カテゴリーとして水害時

の部分と、あとは火災もございます。ちなみに、こちらの情報は地域のまちづくりセンターの方々が当然持っていて、御本人の許可を得た上で、まちづくりセンターのほうから御連絡をいただきます。つまり私どもは被災したという個人情報を一義的には知ることができませんので、御本人の許可に基づいてこの件数になっているということでございます。

○佐藤正幸委員 右肩五十五ページの自動販売機設置事業についてちょっとお伺いをしたいと思うんですけれども、自動販売機設置事業というのは、ここで買った収益の一部が何かしらの活動に寄附されるような、いわゆる寄附型の自販機の設置事業という認識でよろしいですか。

○山本総務課長 こちらの設置事業は、特にそういった寄附の募金がこちらのほうに入るという形ではなくて、一部売上げなども影響しますが、業者さんとの契約の仕方はもう金額が設定されておりまして、それを頂くという形でやっている事業になります。寄附型の自動販売機ということではございません。

○佐藤正幸委員 ごめんなさい。決められた金額を頂くというのがよく分からなかったんですけれども、これを設置することによって企業さんから社協さんにお金が入る、いわゆる場所貸しみたいな理解でよろしいのでしょうか。

○山本総務課長 そうです。場所貸しといいますか、もう既に幾つか、複数の設置場所がございます。業者さんのほうとその設置場所に基づいて年間の契約をしているという形でございます。

○佐藤正幸委員 ごめんなさい。この中に「賛同を得た企業等に設置する自販機の売上げの一部を本会に寄付する仕組みのことをいう」。これは活動応援自販機とか、地域貢献型自販機とか、区分が二つぐらいあると思うんですけれども、これらもそれぞれ何か目的があって設置しているということじゃないんですか。すみません、私の理解が追いついていなくて、もう少し詳しく教えていただきたいなと思うんですが。

○金安事務局次長 若干補足させていただきたいと思います。そもそもこの自販機、委員御指摘のとおり、大きな概念でいきますと社会貢献、地域貢献、そして寄附文化の醸成ということになります。それを具体的にもう少し細かいところでお話ししますと、まず、地域の方、公共施設等もそうなんですけれども、最近一個人の方が手を挙げてくださったりして、そこに自販機を置かせていただくんですね。そうしますと、飲料メーカーさん、自販機を置く会社さんは冷静かつ怜悯に売上げの見込みを立てます。そのうちの中から何%

という形で契約を結んで、そして、お金自体は企業さんからいただく形にはなります。ただし、その売上げに貢献することが地域の方に広い意味での社会福祉、地域福祉の向上に寄与いただくという基本的な概念になります。

これは補足でございますけれども、災害時の災害ベンダーという機材も順次入替えをしているところでございまして、もう当然のことながら御存じのとおり、災害時に所定の手続を踏まずしても飲料が供給できる、頂けるといようなことで、企業も十重二十重にいろいろと地域貢献を考えていただいているところでございます。

○佐藤正幸委員　ごめんなさい。そうすると、じゃ、売上げの一部が決まった金額、社協さんのほうに入って、この金額を、例えば地域貢献型であるとか、活動応援自販機というそれぞれの区分の売上金額に応じて社協さんで何かしらの事業に充当している、社協さんに対しての寄附になる、企業さんからの売上げに応じての寄附になっているという理解でよいんですね。

○金安事務局次長　委員御理解のとおりでございます。ありがとうございます。

○佐藤正幸委員　今後は、この事業を拡充される見込みというのはあられるのかということと、私も先般の一般質問でもお話をさせてもらったんですけれども、今私の地元にある成育医療センターの経営状況が極めて厳しいということで、地域を挙げて支援していったほうがいいんじゃないですかという指摘をさせていただいたときに、成育医療センターのほうからは、例えば寄附型の自販機というのがある、その設置を今いろんなところで進めたいんですというお話がありました。これは、設置させてもらって、その売上げの一部が成育医療センターへの支援につながるという社協さんを通じてという形ではないんですけれども、例えばこういうものとの連携ということも今後は考え得るのかどうか。決まったことではないと思いますので、アイデアベースでどんなことが考えられるのか、ちょっと教えていただけますか。

○長岡事務局長　今そういう案がありますということで御紹介いただきましたが、うちのほうもどういう形でできるか、検討していきたいというのがあります。

全然違う視点からすると、自販機の設置自体、ペットボトルを多く取り扱うとエコに反するのではないかという意見もいただいまして、いろいろな方面からいろいろな御意見がありますので、ちょっとずつ広がってきてはいるんですけれども、この後、たくさん設置に向けてはなかなか難しいかなというところもあります。

ただ、委員お話しの内容については検討させていただきたいと思います。

○佐藤正幸委員 長くなっちゃってすみませんけれども、いろんな目的があると思いますし、社協さんを通じて、社協さんが何らかの事業に充当するということも大事だと思うんですけれども、目的型といいますか、社協さんにお金は流れないけれども、直接的にそういう寄附ができる自販機のようなものもあるし、地域それぞれに課題があると思いますので、ぜひこの辺は臨機応変に対応していただきたいと思いますし、もちろんエコに反するという見方も一面あるのかなとは思いますが、先ほど金安さんおっしゃったような寄附文化の醸成であるとか、地域の皆さんが目的に応じてこれをやりたいから、応援したいから買わせてもらうという地域で支えていくという考え方もすごく大事だと思っていますので、ぜひ社協さんもその一翼を担っていただきたいなと改めて要望させていただきます。お願いします。

○おのみずき委員 順次伺いたいんですけれども、最初に、地域支えあい活動支援事業と日常生活支援事業についてなんですが、支えあいミニデイについて最初に伺いたいんですけれども、二六ページに地域支えあい活動グループの支援という形で、ミニデイ数の推移も載っているんですけれども、令和五年度から比べると少しずつ減っているかなと思っていて、ボランティア数も減少傾向にあるかなと思うんですけれども、この要因としてはどんなことが考えられるのでしょうか。

○金安事務局次長 私からお答え申し上げます。委員御指摘のとおり、参加者人数もそうですし、団体数自体、ここ数年、微減傾向が続いているところでございます。私どもの認識としての理由といたしましては、まず基本的に、ミニデイですと会場が不足しがちというのは正直でございます。ミニデイの一つの要件としては、お食事、お昼を挟んでというのがございまして、このために今まで作っていた団体さんが、どうしても厨房設備の問題からなかなか難しいと。しかも、そこに代表の方々の年齢が高まってきているということもあって、担い手不足ということと相まって、なかなか厳しい状況がございます。こちらにつきましては、他の項目にあります地区サポーターさんなど、様々な方をマッチングして、例えばお料理ボランティアですとか、部分部分でお手伝いいただける方で活動が維持できれば、そういった形で応援、支援をさせていただいているというところがございます。

もう一点の理由の柱といたしましては、いわゆる地域資源開発事業、地域福祉法人ネット推進事業の中で、あんしんすこやかセンターさん、まちづくりセンターさん、そして児童館さんとの四者連携を軸に様々な取組を進めていく中で、地域の気軽な居場所づくりと

いうものを今強力に進めているところでございまして、これまでミニデイ、あるいはふれあい・いきいきサロンが担ってくださっていたその機能が四者連携の資源開発、新たなサービス創出というところで、新たな居場所が非常に増えてきております。そのあたりも相まつの数的推移ではないかなと思料しております。

○**おのみずき委員** 分かりました。ありがとうございます。今の御説明で、昼食提供の部分がマストなので、施設の問題や担い手の問題と相まって、なかなか難しいという話と、四者連携のほうの居場所づくりの中に今まで担ってきた部分がうまく含まれているんじゃないかという話があったんですけれども、特に前者の部分。後者の部分はより進んでいくといいなと思うんですけれども、前者の部分で、今まで担ってきた人たちがどうしても難しいみたいなところに関しては、やはり新たな部分もありつつ、今までやってきてくださった部分も価値がある、大事な地域資源だと思ってございまして、そういった中で、運営費とか会場費の補助みたいところはミニデイはすごく少ないと思うんですけれども、参加費が高くなっちゃうという部分はあると思うんです。

そこで、その運営補助費というのは、ミニデイのほうの枠組みの中で上げていくというのはやっぱり難しいのでしょうか。

○**金安事務局次長** ただいまおの委員御指摘の運営費の補助でございしますが、まずミニデイにつきましては、運営費補助の財源は全て区からの補助になっております。その上でお答え申し上げますと、六十五歳以上の参加者の方に対してお一人当たり二百五十円の補助を区からお預かりして、支出させていただいております。それ以外の運営関係の補助につきましては、会場費の五百円上限の補助ですとか、保険代の補助というか、社協の負担などなど様々ございますが、ミニデイは先ほど申し上げた二百五十円掛ける六十五歳以上の人数ということになります。これが区の補助金一〇〇%になりますので、このあたりにつきましては、今後、区のほうとも連絡調整を図りながら、検討の余地ありというふうには当然認識しているところでございます。

ただ、一方で、非常に似ている活動ではあるんですけれども、ふれあい・いきいきサロンですね。こちらにつきましては人数が何人であっても五百円という金額なので、ふれあい・いきいきサロンに比べますと、食事を必要とすること、それから、食事が含まれますので、開催時間がサロンに比べると倍近いという点で、活動費の補助、運営費の補助という点ではミニデイは少ないということでは決してないのかなという現場感覚としての認識は持っております。

○**おのみずき委員** 分かりました。区補助が入っている部分に関しては、現状、現場感覚として少なくはないんじゃないかということはあったんですけども、ぜひ区ともそのあたりは調整していただきたいなと思います。

もう一つ、区補助が入っているものとして、日常生活支援事業のふれあいサービスも区補助かなと思うんですけども、資料を拝見していて、三二ページですね。ふれあいサービスの利用会員数と協力会員数、どちらも減少傾向にあるなということと、区委託のほうの支えあいサービスに関しても、やはり利用者は減ってきているなどこの資料を拝見していて思っていて、こちらの両者はどういう理由が考えられるのかというところを伺いたいと思います。

○**長岡事務局長** まず、ふれあいサービスについては、社協の自主事業でやっているものでございます。事業内容については、皆さん、御案内のとおりだと思うんですけども、支援を必要する人が地域で安心して暮らすことができるように家事や身の回りのお世話、日常生活における困り事、地域住民ができることをできる範囲でお手伝いするという、いわゆる有償ボランティアサービスとなっております。こちらにつきましては謝礼金が一時八百円ということで今やらせてもらっているんですけども、利用会員さんのほうが払うのは千円ということで、その差額が事務経費という形になっています。

最近、ふれあいの利用会員も協力会員も減っている理由につきましては、実はコロナ禍で大分減ってしまったというのがまずあります。やはり御利用される方が高齢者の方であったり、障害をお持ちの方であったりして、御家庭にお邪魔して、お手伝いをさせてもらうということもあって、当然マスクとかしてやらせてもらうように気をつけてはいるんですけども、コロナ禍でぐっと利用者が減って、ほかの事業は、コロナ禍で一回減っても、その後、だんだん復活してきているんですけども、このふれあいサービスについてはなかなか戻ってこないというのが現在の状況になっています。

その理由というのは、対面で、どうしても身近なところでサービスをさせていただくということもあるんですけども、そのほか、どうしてなかなか戻ってこないのかというのは、実はうちの中でも今いろいろ調べているというか、分析しているところではあるんですけども、明確な理由というのは今後もっと深く掘り下げて検討していかなければいけないと思っているんですけども、そのような状況です。

もう一つの同じようなサービスなんですけれども、支えあいサービスについては、区のほうからの委託事業でお受けしているものです。これは、介護保険制度の中で、要支援の

人のサービスを地域で支えあいをしていくということで制度が変わったもので、それでこのサービス、事業をうちもお受けしていると。うちだけがお受けしているわけではないんですけれども、幾つかのところがお受けして、あるいは民間のところがやっている、いわゆる総合事業というもののうちの一つです。

こちらについても確かに利用があまり多くないんですけれども、これも理由がいま一つはっきりはしないんですけれども、介護保険制度から総合事業に替わったことによって、御利用される側の方たちの視点というのが多分あるんじゃないかなとは思っているのですが、それはうちの事業だけではなくて、全体的に分析していかないとなかなかそこは難しいかなと思っているんですけれども、現段階では支えあいサービスについての利用が少ないことについての明確な理由というのは今は何とも言えない状況です。

○**おのみずき委員** 分かりました。御説明いただき、ありがとうございます。どちらも現時点では、社協さんの中でもなかなかはっきりとした要因は分かっていないということだったんですけれども、やはりこれも地域の中での支えあいという点で非常に重要な制度だと思いますので、そこはしっかり分析を進めていただきたいなと思います。一番問題なのは、必要な人にうまくサービスが届かないというか、支えが途切れてしまうというところが一番懸念しているところですので、そこはしっかり分析していただきたいなと要望します。

それと併せてというか、別件なんですけれども、生活困窮者自立支援事業についても少し伺いたいと思います。こちらに関しては、まず、家計安定のために転宅支援を行われているということで、低家賃の住居への転居が必要な方だったりとか、生活保護受給者の方への転宅支援というのを行われていると思うんですけれども、昨今、住居費が高騰する中で、世田谷区も大変家賃が上がっていると思うんですけれども、実際に転宅支援を受けた結果、区外に行かずに済んだというか、区内で転宅ができたケースはそれぞれ何件ぐらいあったのか、分かれば教えてください。

○**遠藤自立生活支援課長** 御質問ありがとうございます。転宅の区内転居ができた件と区外転居にならざるを得なかった件の内訳という御質問かと思いますが、ごめんなさい、正確な数字というのは把握ができておりません。ただ、基本的には、区内で転居できている件数が多いです。大半とまでは言いませんが、ここで実績として計上している件数の多くは基本的に区内転居ができています。

ただ、一方で、今御指摘いただいたように、年々、物価上昇に伴う家賃上昇もあって、

もともと低家賃のところが建て替えて転居せざるを得ないというような状況も現場感覚としては増えていて、そこでなかなか物件が見つからずに、やはり区外というのも想定しながら支援せざるを得ないという状況が間違いなく増えてきているというのは現場の課題として捉えております。

○**おのみずき委員** 恐らくそういう物件がなかなか見つからなくて、致し方なく区外に行かざるを得ないというケースは今後増えていくんじゃないかなと思っておりまして、世田谷区は基本計画であらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷を掲げていて、そこはもう全領域でやっていくという話だと思っていまして、なかなか実態としてそれは難しいということが増えてきているというのがかなり大きな問題だと思っています。だからすぐどうするという話ではないと思うんですけども、しっかりその実態把握は確実に進めていただきたいと思いますし、できる限り区内で住み続けられるという支援は引き続きお願いしたいなと思います。

住居確保給付金の要件に該当しない相談者へのフォローアップについても伺いたくて、④の住居確保給付金です。問合せ自体が令和六年度に比べて昨年度増加しているということだったんですけども、「要件に該当する方が少なく、申請件数が減少した」と書いてあってあります。要件に該当しない方についても、一応フォローはしているよとは書いてあるんですけども、具体的にどのようなフォローアップが行われているのか、教えてください。

○**遠藤自立生活支援課長** 御質問ありがとうございます。昨年度、問合せ件数は約七百件ぐらいございました。そのうちの決定した件数を実績として載せさせていただいて、対象となる方を給付におつなぎするということが大前提ではあるんですが、やはり要件に至らなかった方をどうフォローアップしていくかというところを非常に大きな課題として捉えております。具体的には、実際に申請、相談いただくと、ここでいうと四〇ページ、①の自立相談支援、ベースは、ここでプランを立てて、支援していくという形になりますので、要件非該当になる方はプランの中に位置づけて支援していくという形になるんですが、対象外の方も、給付の対象にはならないけれども、それ以外の手段で生活を改善していきましょうということで、ぷらっとホームで持っているほかのサービスを御提案しながら、主には家計改善ですとか、場合によっては転宅支援ということもあり得るんですが、ほかの形で家計改善をしていくというほうにつなぎながら、何とか継続的な伴走支援をしていけるように体制を組んで支援させていただいております。

○**おのみずき委員** 分かりました。やはり住居確保給付金を申し込みたい人は、やっぱり先ほどの家賃など、背景の中で大きな部分を占めているところが危機にさらされているからこういう給付金が欲しいといらっしゃっていると思うので、もちろん自立相談支援につながっていくことが原則だと思いますし、その他の使えるものは全部使って支援するということはもう既にやられていると思うんですけれども、なかなかここも今後どのように推移していくのかというところは大変心配というか、懸念しているところではあります。

もう一つ、生活困窮者移動支援事業と緊急食支援事業等もやっていると思うんですけれども、こちらは件数自体は本当に少ない、限られていると思うんですが、利用者の属性分析等は社協さんのほうでされているのか、教えてください。

○**遠藤自立生活支援課長** 属性分析、基本的には経済的に困り方の緊急性が高い方に対して、例えばハローワークに行くまでの交通費とか、今日仕事に行くまでの交通費がどうしなくてもないという方に移動支援事業を御活用いただいたりとか、食べるものがないという方に食品をお渡しするといった事業になるんですが、例えばそこに男女とか、年齢とか、そういうようなところ。特にこの事業に焦点を当てて属性を分けたりとか、内訳を見るようなところは、申し訳ございません、分析はしておりません。

○**おのみずき委員** 今ちょっと伺ったのは、年齢や性別のお話をいただいて、恐らくそこにさらに家族構成とかも入ってくるのかなと思うんですけれども、世田谷区が昨年度から実施しているユースカウンスル事業という若者が実際に政策のことを考えたりするような協議会をやっていて、そのゼロ期の提案の中で、昨今、若者も移動するのにコストが上がっていて、そこへの支援が必要じゃないかみたいなことが提言として出てきていたのを見たので、こういう移動支援。食支援というよりかは移動のお金も、これは貸付けだと思うので、給付というわけにはいかないと思うんですけれども、このようなものがあるとなったときに、どういう年齢の方が、じゃ、若い方も使っているのかなというところも少し気になったので伺いました。特にそういった視点での分析はされていないということだったんですけれども、今後また社会状況も変わっていく中で、そういった視点もぜひ持っていただきたいなと要望させていただきます。

最後に一つ、全く別件なんですけれども、冒頭の総括のところ、あるいはお米の支援に関する部分で「政府備蓄米の無償交付制度へ新たに申請し、配付を受けました」という一文があったんですけれども、実際政府備蓄米はどれぐらいの供給量を受けたのかということと、それがどのように活用されたのかというところを最後に伺います。

○**小林連携推進課長** 政府備蓄米についてなんですけれども、これまで農林水産省のほうでもこちらの申請につきましては実施していたんですけれども、その対象の団体が子ども食堂ということで限定されておりました。昨年度からフードバンク機能を持つ団体というところも対象団体としてみなされまして、昨年から社会福祉協議会もこちらに申請させていただきました。

昨年は備蓄米数ですと三トンですね。こちらが毎月定期的に届いて、それをせたべるといって社会福祉協議会が運営している食支援のウェブサイトを通して希望される団体、子ども食堂、また、フードパントリー団体等について配付しております。

そして、今年度につきましては四月に再度申請させていただいて、また政府備蓄米が計五トンということで申請が通りまして、そちらも先々月の七月から三月までを通じて定期的に提供されることになっております。

説明は以上になります。

○**田中優子委員** 本日はありがとうございます。令和七年度の経常状況の五ページにひきこもり支援があると思うんですけれども、計画三百件のところ、実績が四百六十三件で、令和八年度は既に計画を五百件に変えていらっしゃるようです。何をもって解決というのは非常に難しいと思うんですけれども、具体的な成果とか手応えみたいなもの、報告をもし聞いていたら教えていただけますか。

○**遠藤自立生活支援課長** ぷらっとホーム世田谷で運営していますひきこもり相談窓口リンクで御支援させていただいている実績を載せさせていただいています。

まず、三百件から五百件という計画数字を挙げている背景なんです、生活困窮の方の相談支援と違って、やはりひきこもりの方の支援は、まず長期化する傾向がございます。ほとんど、七割ぐらいは御家族からの相談になっていくので、御家族との相談を一年、二年経過して、ようやく御本人にたどり着くみたいなことがありますので、今年で五年目になります、百件ずつ実績が積み重なってくるような形で推移してございます。数字のことについてが一つ。

実際の支援の成果とか終結といったところになります、うまくいくパターンですと、例えば生活保護とか、障害のサービスとかにつながることで少し状況が安定していくみたいなこととか、就労につながるという場合もあるんですが、全体からすると、そういったいい形で終結していくケースが必ずしも多いわけではないということではございます。家族相談を繰り返すんですが、御本人にたどり着く前に、御家族に一旦ここで一区切りさせて

くださいというお申出をいただいたりすることもございますし、御本人とお会いできても、そこから本人が自立していくというところに目を向けていくことが難しい状況の中で、区外に転居されてしまうこともあったりもしますので、このあたりは、年々支援していくケースが長期化とともに積み重なっていく中で、どこまで実際に支援していけるのかということは関係機関、区とも連携しながら、日々課題として捉えて進めているところでございます。

○阿久津 皇委員 御説明ありがとうございます。この七月から終活支援センターが始まっていると思うんですけれども、その利用状況とかについて教えていただければと思います。

○堀権利擁護支援課長 この二か月の実績について御報告いたします。

まず、数字的なものとしますと、この二か月間で相談件数としましては約五百三十件の御相談をいただいております。また、相談の内訳なんですけれども、相談の形態としましては電話が大体六割ぐらい、来所が四割弱となっております。また、訪問が五%弱となっております。

実際の相談者の属性としましては、御本人、御自身についての御相談者が一番多くて、八割弱となっております。続いて多いのが支援関係者の方々ですね。こちらが大体一%ぐらいとなっております、この中には、あんすこさん、行政、そしてケアマネさんなどの相談支援事業所といったところが含まれております。一方、御家族です。お子さんですとか、そのほかの御親族というのは大体五%ぐらいとなっております。

続いて、相談内容についてなんですが、これはいろいろな複数の御相談内容も含まれて、大体全体の四割ぐらいの方に、まずエンディングノートについてのお問合せ、御相談をいただいております。これが一番多くて、続いて、高齢者終身サポート事業えんのつづきについての御相談が三三%ぐらい。これが一番、二番となっております、さらに、終活全般について知りたいといった御相談が全体の大体一六%ぐらいとなっております。

もう一つ、えんのつづきについての実績としましては、この二か月で実際お申込みいただいた方が既に八件となっております、お申込みいただいてから、この後、細かなヒアリングをして審査するんですが、審査が通った方が一件となっております、必要になってくる公正証書遺言を今、専門職の方と一緒に作成を始めたところが一件となっております。

あと感覚的なものとしてですが、御相談者さんの中には頼れる身寄りがなくてという方

ももちろんたくさんいらっしゃるんですけども、御家族がいらっしゃるって御相談に見える方ですとか、経済状況も本当に様々いらっしゃるという印象になっております。また、一部ですけども、御相談者御自身、あるいは御家族に何らかの疾患。例えば障害ですとか、生活困窮といった課題を抱えて御相談にいらっしゃる方もおまして、我々相談員としましては、終活の御相談ではあるんですけども、どこにつなぐべきか、おつなぎするものがないか、その辺を大切にしようとしているところで、例えば行政ですとかあんすこさん、あるいは社協の中であればぷらっとホームですとかリンクにといったところにおつなぎするような状況が既に出ております。

○阿久津 皇委員 まだ二か月ということで、まだこれからというところもあると思いますけれども、何しろ実態として相談件数五百三十件でしたっけ。えんのつづきまでの申込みが一件ということですけども、これは事前に想定していた数と比較して、相談はあるけれども、その数の状況というのは想定したものとのぐらい違いがあるのかとか、教えてください。

○堀権利擁護支援課長 まず、えんのつづきの申込み自体は先ほど申し上げた八件になっておまして、今年度の計画数値としては二十五件が契約見込みとなっております。もちろん申込者の方全てが審査を通過して契約に至るというわけではないんですけども、当初こちらがイメージしていたものよりは順調にお申込みはいただいているかなという状況でございます。

○阿久津 皇委員 相談件数そのものについてはいかがですか。五百三十件というのは想定より多いのか、少ないのか。

○堀権利擁護支援課長 失礼いたしました。まず、相談件数につきましては、大体見込みどおりか、若干その計画数値を下回るような数値となっております。今年度は年間で二千七百件の相談件数の計画数値となっております。七月については大体計画数値どおりかなと思いますが、八月については若干落ち着いているところがございますので、その見込みよりは少し下回るような数値となっております。

○阿久津 皇委員 見込みより若干下回っているということかと思いますが、それでもそれだけのニーズがあって、それだけいろんな関係機関におつなぎいただいているということで、まだ始まったばかりですし、これから周知なんかも広がっていくと、事業自体、数が広がっていくのかと思いますし、引き続き区民ニーズにしっかりと応えていただけるように御対応いただきたいとお願いします。

○**いたいひとし委員長** ほかに質疑がなければ、以上で社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の経営状況についての報告を終わります。

参考人の皆様に、委員会を代表し、改めて御礼申し上げたいと思います。本日は皆様に御出席をいただき、それぞれの事業について詳細にわたり議論することができました。本日は誠にありがとうございました。

ここで理事者、参考人の入替えを行いますので、再開は十二時十分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長** それでは休憩いたします。

午後零時休憩

—————
午後零時十分開議

○**いたいひとし委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に㊤令和七年度及び令和八年度社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の経営状況についての報告に入ります。

本件に関し、参考人として、板谷理事長、野口事務局長、笹部経営計画担当特別参与、日高施設介護事業部門長、新島在宅介護事業部門長、町田訪問看護事業部門長、木本委託事業部門長、白石上北沢ホーム施設長、斎藤訪問介護課長、松井通所介護課長、水上訪問看護課長、富樫地域包括支援課長に御出席をいただいております。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表して、心から御礼申し上げます。

それではまず、区理事者より経営状況等についての報告をお願いいたします。

○**佐藤高齢福祉課長** それでは、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の経営状況について御報告いたします。

詳細につきましては、令和七年度世田谷区社会福祉事業団決算書及び令和八年度世田谷区社会福祉事業団事業計画・予算の冊子版に掲載しておりますが、本日は概要版の資料で説明いたします。

初めに、令和七年度の事業報告です。令和七年度社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の経営状況についてを御覧ください。この資料は、事業を介護保険事業、障害者総合支援事業、区委託・補助事業、その他自主事業の四つに区分けし、それぞれ事業名、事業内容

等、区負担の有無、令和七年度の事業計画数、事業実績数、参考に令和六年度事業実績数を記載しております。

まず、1 介護保険事業です。世田谷区社会福祉事業団では、一ページから二ページに記載しておりますように全部で十の事業を実施しております。

一ページ、一番目の訪問介護事業は、年度途中での職員の退職などにより、新規利用者を受け入れられない時期があったことで、実績を計画数まで伸ばすことができませんでした。また、ヘルパーの高齢化により、一人一人の訪問件数が減少していることや新規採用の登録ヘルパーに隙間時間を活用した働き方の希望が多いことなども訪問数の増加を強力に進めることができなかった要因となっています。

ただ、計画数には至らなかったものの、常勤ヘルパーの定着なども進み、令和七年度の派遣回数の実績は令和六年度実績から一・五％増加、派遣時間数は八％増加となっています。

三番目の訪問介護事業は、令和六年度から本格的に導入したチーム制が浸透してきたことで、チームリーダーによる訪問調整が機能し始め、従来よりも効率的な訪問が実施できたことなどにより、計画を大きく上回ることができました。

四番目の地域包括支援センター事業は、配置基準の変更により職員数が増えたことで、計画作成件数、訪問調査による延べ相談件数及び実態把握件数ともに計画を上回りました。

二ページの一番上の特別養護老人ホーム事業は、利用者の尊厳を守り、自分らしく安心して生活を送れるよう、介護、看護など多職種が連携した支援を行っております。退職者が重なった時期があったことや骨折等による入院が増加したことなどが要因となり、上北沢ホームでは利用率が計画数を下回りました。

続きまして、同ページ下部に記載の2 障害者総合支援事業です。視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者に対する同行援護サービスを行うなど、ほかの事業者の参入が進まない事業にも取り組んでおります。

三ページの3 区委託・補助事業です。福祉人材育成・研修センター事業では、介護人材不足を踏まえた介護人材の発掘、就労支援や福祉人材育成、定着支援などに重点的に取り組みました。

五ページの4 その他自主事業です。事業団が独自に行っている研修事業や東京都からの受託事業、訪問介護事業のうち、保険給付対象外のいわゆる自費サービスと言われる事業

などを記載しております。

六ページの事業活動計算書です。表の下から八行目に記載しております当期活動増減差額③は三千七百九十万円ほどの黒字となりました。

令和七年度の事業報告については以上でございます。

次に、もう一つの資料、令和八年度社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の経営状況についてを御覧ください。こちらは事業ごとに、事業名、事業内容等、区負担の有無、事業計画数を記載しております。四月の参考人招致の際に御案内したものと同一資料になりますので、簡潔に説明いたします。

一ページ、上から三つ目に記載しております訪問看護事業につきましては、延べ訪問時間数が増加しています。チーム制の導入により、突発的な依頼や高頻度の訪問に対しても即応できるバックアップ体制が整備でき、受諾率が向上したため、八年度計画に反映させております。

なお、各事業の事業計画数につきましては、いずれも記載のとおりでございます。

四ページから五ページについて、こちらが資金収支予算書でございます。五ページの表の下から三行目に記載しております当期資金収支差額合計③は六千七百十三万九千円となっております。

引き続き社会福祉事業団には、先駆的な介護、福祉の取組や個別ニーズに応じた多様で専門性の高いサービスの提供など、地域福祉の推進役として重要な役割と使命を担っていただくことを期待しております。

私からの説明は以上でございます。

○**いたいひとし委員長** 次に、経営方針等についての御説明をよろしく願いいたします。

○**板谷理事長** 理事長の板谷です。よろしくお願いします。

令和七年度の経営状況につきましては、ただいま佐藤課長から詳細な説明がありましたので、私からは重点的な取組等について説明させていただきます。

令和七年度社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の経営状況についての資料、右上通し番号一三ページ、一四ページを御覧いただきたいと思います。当事業団の令和七年度決算書の総括に基づき説明いたします。

労働力人口の減少等による人材確保が困難な中、福祉サービスに対するニーズは多様化しており、科学的介護の実践や生産性の向上と合わせ、職員育成によるサービスの質の向

上は、利用者の生活を支えるための重点取組として推進しております。

一方で、職員がより働きやすい職場環境づくりや、介護等の仕事の魅力発信による新たな人材確保の推進は今後の事業継続に必要な不可欠となっております。

当事業団でも、法人としてＩＣＴやＡＩ活用による業務効率化や、各種補助金等による職場環境整備等に取り組んでいるところです。

また、令和七年度は、ジョブ型人事給与制度による目標援助等の試行や職員説明会等を実施し、令和八年度から新制度を施行いたしました。現在、制度の定着に向け、管理職の勉強会や職員への面接を実施しているところです。

各事業部門の取組ですが、まず、施設介護事業部門（特別養護老人ホーム）では、事業継続性の向上に向けた経営改善として、生産性向上推進体制加算等の新たな加算算定に向けた業務改善や協力医療機関との協定等を進めております。

在宅介護事業部門では、多様化する地域ニーズについて、法人内サービスのスムーズな連携により対応した事例の抽出、分析を行い、シームレスなサービス提供の再現性を高めるためのポイントや効果等を整理いたしました。また、在宅介護部門の訪問介護、通所介護では科学的根拠に基づいたサービス提供を推進し、自立支援、重度化防止の効果の言語化を進めております。

訪問看護事業部門におきましては、チーム制確立に向けたケアの標準化に加え、職員の負担軽減の仕組みを検討するため、生産性向上委員会において職員調査等を実施しております。

委託事業部門のあんしんすこやかセンターでは、地域づくりを推進するとともに、課題に対して地域のネットワークを活用した取組を実践しております。

同じく委託事業部門の福祉人材育成・研修センターでは、外国人職員交流会を定期開催の研修とするなど、増加傾向にある外国人介護人材の専門性向上や定着支援のための取組を推進いたしました。

これら部門の取組のほか、社会福祉連携推進法人業務においては、参画法人のＢＣＰ共有や協議を通じた災害対応の基本方針整理、防災士資格取得者の配置等、利用者及び職員の安全確保に向けた体制構築を進めました。

次に、経営状況では、令和七年度のサービス活動収益につきましては、介護保険事業収益は三十二億二千八百五十八万七千円で、令和六年度に比べ九千二百十七万四千円の増となりました。特に居宅介護料収益が大きく増えており、訪問介護と訪問看護事業で令和六

年度と比較いたしまして全体的に増収となったほか、デイ・ホーム弦巻の増収が影響しております。また、あんしんすこやかセンターの人員配置基準の変更に伴い、世田谷区からの委託料が大きく増収となっております。なお、サービス活動収益計は三十八億三百八万三千円と令和六年度に比べて一億三千六百七十三万円の増となりました。

サービス活動費用につきましては、人件費二十八億六千四百二十五万一千円、事業費三億五千五百七十九万円、事務費五億二千二百四十六万四千円であり、令和六年度に比べて、人件費は一億五百十五万二千円の増、事業費と事務費はそれぞれ二百六十三万三千円、三千七百六十九万九千円の増となっております。人件費は昇給や最低賃金改定のほか、収益増と同様に、あんしんすこやかセンターの人員配置が増えたことによる費用増が大きく影響しております。事務費につきましては、人件費や物価高騰により、施設管理維持や厨房業務等の業務委託費が増加しております。また、在留資格特定技能を中心とした外国人介護人材の受入れ増により、紹介会社や管理会社へ支払う手数料支出が増加いたしました。サービス活動費用計は三十七億八千五百五十万五千円と令和六年度に比べて一億四千四百九十二万四千円の増となりました。

こうした増減の結果、当期活動増減差額は三千七百八十九万七千円の黒字となり、四年連続の黒字決算となっております。

一方、令和七年度の資金収支結果としては、財務面におきまして、積立資金等計画に公益事業等創設積立金を追加した一方で、電算システム積立金に一定のめどが立ったことで積立てを一時見送り、補正した予算額四千十六万八千円を計画どおり積み立てることができました。積立後の当期資金収支差額は四千五百六十九万二千円となり、資金面においても安全性を確保することができております。

なお、一般的な運転資金の目安としては、年間事業活動支出三か月分の当期末支払資金残高とされております。事業団の令和七年度の年間事業活動支出計は三十六億八千五百六十二万五千円であり、この三か月分九億二千四百四十万五千円に対し、当期末支払資金残高は十二億七千六百十三万二千円と目安を上回っております。

引き続き事業団は、区民が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活していただけるよう支援するとともに、地域から信頼される社会福祉法人であり続けることを目指してまいります。

私からは以上でございます。

○**いたいひとし委員長** それでは、これまでの報告、説明に対し御質疑がありましたら、

どうぞ。

○おのみずき委員 御説明いただき、ありがとうございました。

ホームヘルプサービスについて伺いたいと思います。冒頭にも説明があったかなと思うんですけども、総合事業について、延べ派遣回数と派遣時間数ですか。やはり計画を下回っているところについて改めて理由を伺いたいと思います。

○斎藤訪問介護課長 総合事業のほうの計画数が下回っている事案に関してですけども、やはり受け手が少なくなっておりまして、それでも事業団の訪問介護のほうで受けているほうだとは思っておりますが、昨年度の実績を基に計画を立てております。そういう意味では、やはりヘルパーがだんだん減少してきていることが大きな要因となっております。

説明は以上です。

○おのみずき委員 分かりました。ヘルパーの減少が影響しているというお話が今あったんですけども、昨年度伺ったときも、やはりヘルパーの確保困難の話はあって、実績が計画値を下回ったという御説明があったかなと記憶しております。

そうした中で、追加で次に伺いたいのが延べ派遣時間数を見ますと、時間数と実際の回数を比較したときに、やはり六十分以下のケアが実際に対応しているケースは多いのかなと推察されるんですけども、ケアの時間に関してケアマネのほうで、実際のヘルパーさんの派遣等との兼ね合いの中でどういう判断基準になっているのかというところを伺いたいと思います。実際に区民への必要な支援というのが短い時間の中で十分に本当に足りているのかというところを伺いたいと思います。

○斎藤訪問介護課長 全体的に訪問の時間数は短くなっている傾向があります。昔のように長い時間のサービスよりも時間が短くなっているという印象があります。そしてまた、時間に関しましては、ケアマネジャー様のほうでのコーディネートのところからスタートしておりますので、訪問介護事業所のほうで時間を設定しているというよりは、サービス担当者会議の席ですとか、そういったところでサービスの時間は決まってきておりますので、事業所のほうで調整しているというところはあまりないと認識しております。

説明は以上です。

○おのみずき委員 分かりました。訪問時間数自体はケアマネのコーディネートのほうで決まっているということで、昔よりも短くなっている傾向にあるというお話だったんですけども、やはりそこには報酬の高い、低い、今の報酬が十分じゃないというところに関

係しているのか、伺います。

○斎藤訪問介護課長 報酬単価が影響しているというところで行くと、当然短い訪問の受け手、受けてくださる方が減っているというところもあるかもしれませんが、先ほど説明の中にも隙間時間で働いてくださっている方々も増えているという意味では、そういったところのサービスもきちんと受けることができていると認識しております。

○おのみずき委員 分かりました。ありがとうございます。

さらにちょっと伺いたいんですけれども、民間事業者のほうで総合事業、やはりこれではやっていけないということで、手を引いていくところが多いかなと思う中で、ますます事業団さんの存在が重要になっていくと思うんですけれども、事業を継続していくために何が必要だとお考えなのか、伺います。

○斎藤訪問介護課長 事業を継続していくためにというところで行きますと、やはり人手が一番大きな要因になってくるかと思います。ただ、そうはいっても、実際人が集まってこない状況もありますので、そういう意味では効率よく訪問できるような体制を組んでいくというところに今取り組んでおります。

何かというと、一つは移動時間。一件目から二件目の時間、三十分かかるところを二十五分で回れるようになっていくような工夫であったりとか、依頼を受けた後の調整、回り方とかを工夫して取り組んでおります。そのようにして、区民の皆様にサービスをきちんと届けていくような努力を続けていくことが必要かなと思っています。

○おのみずき委員 分かりました。ありがとうございます。なかなか集まらない現状はもうずっとあるかなと思うんですけれども、そうした中で、先ほどヘルパーの高齢化みたいなお話も冒頭にあったかなと思うんですけれども、三六ページの登録型ホームヘルパー・ガイドヘルパー数、年代別のものを見ますと、やはり四十代以下は非常に少ない現状があるかなと思うんですけれども、若年世代の登録に向けた取組というところはどのように強化されているのか、伺います。

○斎藤訪問介護課長 そちら辺につきましては、SNSとかブログで事業所で取り組んでいる研修ですとか、そういった安心して訪問に行っていただけるような体制を整えていることを発信するようにしております。やはり高齢のヘルパーさんたち、人数はいても派遣時間。やはり夏の暑い時期、ちょっと体がしんどいので少しお休みしたいというような形で、訪問数自体が減ってきているところもあります。なので、人数がいても、やってくださる方の時間数が減っているというところも大きくあります。それは年齢に関係なく、若

い人であっても、やはりこの暑い中、自転車に乗って訪問するということはつらいところ
であります。ですが、そうはいっても、やりがいがあったりとか、きちんとしたバック
アップ体制があるということを前面に出して募集をかけております。

○**板谷理事長** ちょっと補足をさせてください。私ども若い方に来てほしいんですけれど
も、やはりハードルが高いのか、あまりいらっしゃってくれません。まずは、一つは稼げ
る職場にしていきたいということで、先ほどの生産的な回り方の考え、あるいはインセン
ティブなところを取り入れていくとかいうことで、若い人にとっても魅力のある仕事にし
ていきたい。

もう一つは、私ども特養ホームとか、いろいろなものを持っていますので、まずは若い
うちに特養ホームで入っていただいて、チーム的なところの中で介護、要するにケアのス
キルを学んでもらう。訪問の場合には当然お宅に一人で訪問するわけです。ハードルが高
いので、そこまでになるまでに特養等で職員としてケアを学んでもらう。そうした循環を
過ごすことで本人にとってもスキルが身につきますし、法人にとっても、そういう職員の
キャリアラダー的な回しということはやっていきたいと今考えているところで、それに向
けて法人として取り組んでいるところです。

○**おのみずき委員** キャリアラダーのことも今後御検討いただけるということで、なか
なか難しいのは重々分かっているんですけれども、若い人にも入っていただき、そして定着
していただけるように引き続きお願いしたいと思います。

さらに、若い人材といいますと、この資料の中でも外国人人材の方々のお話が今回も少
し入ってまして、特に在留資格特定技能の人たちの受入れ増加というところは冒頭にも
書かれておりました。世田谷区でも在留資格の特定技能の方が増えていて、昨年末時点
でもう千人を超えているかなと思います。特定技能の一号なんかは、やはり二十代の人
が七割超えて多くて、恐らくこの人たちが介護の現場にも入ってくださっているんだろ
うと思うんですけれども、実際に今受け入れられている外国人人材の方々の定着のほうは
どうでしょうかというところを伺いたいです。

○**日高施設介護事業部門長** ここ二年ほどで外国人人材のほうが芦花ホーム、上北沢
ホーム、寿満ホームと、事業団の三特養でも増えておりまして、特に昨年度から半分以上、
今それぞれが四〇％近くですか。外国人人材の活躍によって支えられている状況となっ
ております。実際に私どもは、いい紹介会社とかに御縁があったということもあるんです
が、日本国内で技能実習として来日されて、四年から五年以上、地方の施設で特養の技
術、日

本語を習熟した人たちを特定技能ですとか、あとはもうちょっとで介護福祉士を受けられる、あるいは介護福祉士を取得していて、もう介護ビザで就労できるという人を重点的に採用してきましたので、現時点では、現場としては、今の日本人の若い職員と遜色なく活躍していただいております。

ただ、今後の定着につきましては二点ほど懸念していることがございまして、先日も閣議決定のございました十月からの在留資格手続の手数料の値上げです。こちら、現行の在留資格のほうが五千五百円から六千円が段階によって七万五千円ですとか、あと永住のほうは一万円だったものが二十万円に大幅に上がるということなので、長期の在留資格更新などでは大きな負担増が見込まれております。

現在、当事業団の部門におきましても、登録支援機関とこのあたりにつきまして協議しまして、この手数料改定に際しましては、費用を本人負担とすることで不安や不満につながり、離職を招くリスクを防止するために、当面はこちらのほうでそちらの負担もさせていただくということ。それを定着支援と他の法人、事業所との採用の差別化の観点から、事業団として当面の方針としては固めております。

ただ、実際にその二十万円の負担というのが、今後人数が増えてきたときに法人でどの程度できるかというところがございしますので、このあたりは、窓口の申請よりも手数料が優遇されるオンライン申請等もございしますので、コストの抑制と手続の円滑化を両立させて、外国人材が安心して業務に専念できる環境づくりに組織として取り組んでいきたいと考えております。

回答は以上となります。

○おのみずき委員 今御答弁いただいたところでも、やはり昨今の在留資格に関する様々な制度変更が現場で支えてくださっている外国人の方々を直撃するということは大変懸念していたところでしたので、当面は事業団のほうで負担いただくということで、ひとまずはほったんですけれども、今後どうなるか分からないというところもありますので、支えてくださっている方々が帰らなければいけない、どうしても仕事を辞めて戻らなければいけないという声も実際聞いていますので、そうならないように、やはり現場からもしっかりその実態を区のほうにも、あるいは国のほうにも伝えていただきたいなと思います。

最後にもう一点、特に若い外国人人材の方とかですと、日本人と一緒に働いていく中で、ハラスメントだったりとか、暴力の被害みたいなものは本当によく発生する。それは

介護の現場に限らずですけれども、非常に多い、よくある、世田谷区内でもやはりあるというふうに聞いていまして、そのあたりは事業団として、安心して働ける職場環境というところでどのように取り組まれているのか、お伺いします。

○**日高施設介護事業部門長** 今回の御質問につきましては非常に難しい点もございまして、入所されている入所者の方もなかなか御高齢で、戦争を体験されていると、肌の色でどうしてもトラウマがあると。私たちも入所者の方が職員に対して過剰なお声かけがあるような場合には、もう少し優しく接してくださいですか、差別的な扱いは控えてくださいというふうにはなるんですが、やっぱりその方それぞれの生活歴、人生観ということもございまして、そのあたりは、外国人人材が不安に思うことがあった場合には職員が間に入って、すぐに悩みや不安を抱え込まないような対応をさせていただいていることと、あとは事前の対応策ではないんですが、カスハラにもつながらないように、よく御家族様から「お前じゃ駄目だ」みたいなことを日本人も言われるケースもあるんですが、御家族様が細かい用件をお申出になった場合には、専用のメモ用紙を設けまして、用件の聞き取りシートを必ず外国人人材のほうから、込み入った用件は日本人スタッフのほうに伝えるというふうにも取り組んでおりますので、まだまだ大きな課題は多いと思うんですが、今はそのような形で配慮させていただいております。

回答は以上になります。

○**川上こういち委員** 令和八年度の経営状況についての三ページ目、生活協力員業務の高齢者住宅の入居者の安否確認等のところで、令和八年度から区営太子堂高齢者借上げ集合住宅十世帯が新規で加わるということですのでけれども、これまでのものにプラスということですのでけれども、例えば太子堂になった理由であるとか、あるいは生活協力員さんの業務、人数とかとの兼ね合いで、さらに場所を増やしていこうとか、そのような計画はあるんでしょうか。

○**新島在宅介護事業部門長** 在宅介護事業部門長がお答えさせていただきます。今回、太子堂の高齢者住宅の受託に関しましては、一階部分にデイ・ホーム太子堂という私どもの事業団で運営している事業所がある関係もございまして、そこでのより効率的かつ密接的な生活協力員業務ができるという形で、今回、世田谷区のほうから受託をいただいております。そういった立地的な部分も大きく影響しているかとは考えておりますが、今後こちらに関して増やしていくかどうかに関しては、また所管課と相談をして検討していく形になるかとは思っています。

回答は以上です。

○川上こういち委員 生活協力員の人数といいますか、している方は足りているといいますか、今の計画に対応した人数であるということですか。

○新島在宅介護事業部門長 先ほどの人員体制につきましては、現在デイ・ホーム太子堂で配置している職員のほうが時間帯で巡回するとか、また、相談等があった場合には適宜対応するという形で人員のほうも余剰配置している部分がございますので、そういうところで現在対応してございます。

○川上こういち委員 すみません、同じページの別のところ、その他自主事業のところですけれども、東京都訪問介護教育ステーション事業が令和七年度で受託終了となっております。東京都からのやつだからということではあると思いますけれども、訪問介護に関心のある看護師の職場体験だったりとか、近隣の訪問看護師の教育、研修の実施などとされていて、これまで事業やられている中で、例えば世田谷区で実際に看護師として入るとか、そういった実績みたいなものはあったのでしょうか。

○町田訪問看護事業部門長 東京都の教育ステーションの事業というのは、東京都が都内の各拠点に人材を育成するための強化型といいますか、人材育成をするためのステーションということで委託を受けて、受託してきました。私どもが受託をした当時から比べて、いわゆる指導する側の看護師の人数が今すごく少なくなっているというのが私どもの訪問看護の事業としての課題にはなっているんですけれども、そういった意味で、依頼があってもなかなか十分な教育ができる体制が今取れなくなっているということで、七年度をもってこの事業からは退かせていただいたという結果です。この内容としては、区内だけではなくて、都内、世田谷を中心とした地域の訪問看護師等が改めて訪問看護師の仕事をしたり、あるいは病院等から訪問看護を学びに来たりということになりますので、直接そこで学んだ、あるいはうちの事業所で訓練、実習等を行った職員がうちの職員になるというケースは極めて少ないのかなと考えております。

説明は以上です。

○佐藤正幸委員 二つあって、一つは先ほどおの委員がおっしゃっていた外国人人材のハラスメントというか、虐待みたいなことというのは、事業団さんが関与されているところで実際にそういう報告というのは上がっているのですか、あるのかどうかをまずお伺いしたいと思うんですが。

○日高施設介護事業部門長 実際には、どこかに訴え出るような大きなハラスメントとい

うのではないです。ただ、日常の中で「お前じゃ駄目だ」ということで本人が激怒されて、例えば「洗濯物はどこへ行った」というようなケースで、利用者の方が立腹されて「食事は食べない」と言ったり、そういう日常的なことはありますが、お互いがどこかに訴え出るような大きな案件のほうは現在ございません。

○佐藤正幸委員　じゃ、多分コミュニケーションでそごがあったりとかして、ちょっと御機嫌を損ねてしまったりとかということですね。分かりました。ありがとうございます。

二つ目なんですけど、右肩の一一三ページのところで東京都公募公債を一億円御購入されていると思うんですね。時価総額でいいますと今、八十六万円ぐらい損が出ちゃっていると思うんですけども、これは五年保有のやつなのかなと思うんですけども、この八十六万円の損については、証券会社というか、買っているところからどういう説明があるのか、教えてください。

○野口事務局長　今いただいた質問ですけれども、東京都の公募公債は八年二月に一億円購入しております。利率は一・七〇一〇%です。償還が二〇三〇年十二月二十日なので、まだまだ先があります。証券会社のほうでは、今のところ下がってはいますけれども、今後まだどうなるか分からないので、このまま維持してもらえば、大丈夫とは言えませんが、今のところは景気の左右もありますけれども、それによつてはあれですが、この辺には問題ないというふうに報告は受けております。

○佐藤正幸委員　事業団の運用ポリシーみたいなものとしては、やはり公募公債は満期保有が原則なんでしょうか。

○野口事務局長　満期保有ですけれども、ほかのいいものがあれば借換えすることは考えております。

○阿久津　皇委員　御説明ありがとうございました。先ほどの説明、おの委員からのお話の中でも人材の確保が大変で、そこが一番肝だというようなことをおっしゃっていました。その中で区からの受託事業で人材育成・研修センター事業をされていると思いますけれども、シンポジウムをやりましたとか、福祉体験でこのぐらいの人数いらっしゃいましたとか、いろいろ出ているんですけども、その中で実際に福祉の人材として雇用につながった数ですとか実績的なところというのは、何かしらどこかで分かるところとかはあるんでしょうか、あるいは効果測定されているんでしょうか。

○木本委託事業部門長　人材不足ということで、私どもがやっているのは、まずは介護の魅力発信、理解促進というものをやっています。それから、具体的に今、委員言われたよ

うな直接雇用に結びつくようなものと、相談面接会という形で、事業所と直接ブースで面談ができるという機会がございます。そちらのほうはハローワークを通して確認しております、前回、今年六月か何かに成城ホールで開催したものにつきましては百人ほど参加者がおりましたが、その中で雇用に結びついた方は三人というような数値は把握しております。

そのほか、いろいろやっているんですが、そういった理解促進とか魅力発信によるものについては、直接どのような効果が見えるかというのはなかなか数値的には難しいという状況でございます。

○阿久津 皇委員 多分区内の民間の福祉・高齢者施設ですとか、皆さん、本当に人材確保に苦勞されていると思います。実際には派遣を使って、派遣委託料みたいなことで余計なコストがかかっちゃって、また、直接雇用になかなか結びつかないみたいなことも聞きます。スポットワークみたいなところも活用されているとか、いろいろ皆さん苦勞されている中で、人材の発掘から実際の雇用というところまで、事業団ならではの事業だと思いますし、実際に必要とされている事業だと思いますので、ぜひここにもっと取り組んでいただいて、その効果測定のところも、例えば福祉に対する魅力アップが、アンケート調査とかになっちゃうか分からないですけども、それが実際にこのぐらい上がりましたみたいなところとか、先ほども実際に三人の雇用につなげたという実績だと思うので、その辺までぜひしていただいて、より実効性のあるというか、今既にやられている事業でも十分効果は出ているんだと思いますけれども、それがもう少し見える化というか、事業の結果として見えるような形として、さらに効果が見やすくなると、我々としても事業の効果が分かりやすいのかなと思いますし、そういったところまで事業を高めていただけるといいのかなと思いましたので、ぜひこれからも引き続き頑張っていただきたいと思います。

○福田たえ美委員 二点ほど質問していきたいと思います。

まず、一点目なんですけれども、今多くの委員からお話しありましたが、人材の確保というところで、特に訪問看護というところなんです、私も以前、議会でも取り上げさせていただき、実はこちらのほうで行っている人材確保の事業を見させていただきまして、現場から離れて、復帰しようとしている方に、訪問看護のほうにどうぞということで、実際の現場の看護師さんとお話をする場面にも参加させていただきました。

やはり特性として、看護師さんは現場に出てから約十年ぐらいで、御結婚などで一度現場を離れてしまう。そこから今度は一人で判断していくことの多い訪問看護というのはと

でもハードルが高く、医療現場では大変に緊張する場面が多いので、そういう意味でもここは想像以上にハードルが高いんですよというようなお話もありました。ここのハードルを少しでも下げていく、また、いろんな画面を見て、現場も見えていただいたりすることで訪問看護に進んでいただくように御努力されているというのを、随分前ですが、拝見させていただきました。これに関しましては、実際に今もそのような様々な工夫はされているかとは思いますが、現状として今、こちらの事業についてはどのような工夫をされているのかというのを教えていただきたいと思います。

○町田訪問看護事業部門長 訪問看護師、先ほど教育ステーションの話の中でも正規の職員が少ないというお話をちょっとさせていただいたんですけれども、看護師の数自体が足りていないというほどではないんです。働き方の選択肢の中で、責任ですとか、例えば事業所を運営していく、マネジメントしていくというような部分も担う正規の職員が少なくなっているというのが今の私どもの訪問看護事業の特徴というか、状況だと認識しています。

人の確保という意味では、確かに非常勤の非正規型で働く方も多いんですけれども、事業所を経営していく、運営していくとなると、コアになる職員が絶対に必要であって、ぜひ若い職員にそういったところを担っていただけるようになってほしいと考えています。その中で今、私たちが取り組んでいるのはチーム制という形で、これまでは管理者一人の中に看護師がたくさんぶら下がるような組織体だったのを、管理者の下にチームリーダーというのを二人、三人という形で置いて、事業所全体を幾つかに分けて、マネジメントの一部をそこに任せていくということで、一点、一人で全てを担っているものから複数人で担うものにしていくということで、まず、そういった働きやすい環境体制づくりをしています。そうすると、キャリアパスも見えてきますので、若い人も比較的に見やすい。それから、チームという中で、リーダーが若い職員を見ていくことができる。そういったことも全て考えた形で今、体制づくりを進めているところではあります。

ただ、一方で若い人は、訪問看護で先ほどお話しあったように医療現場から経験がないとなかなか難しい。実際私たちも若い職員を何人か過去に採用したこともあるんですけれども、訪問看護の現場だけでも育成が難しかったという経過もあります。ですので、極端に若い人といっても、三十代、四十代ぐらいで、それこそ育児からの復帰ですとか、そういった方に呼びかけていきながら、今後そのチーム体制づくりをちゃんと表に見せて求人をしていくようなことも大事なかと考えています。

一方で、訪問看護という事業自体が民間でいくと、職員一人一人が結構稼げる事業ではあるんですね。やっぱりそちらに流れていくという傾向も強く感じておって、八年四月に就業規則を大きく変えたんですけれども、訪問看護については収益をなるべく多く職員に還元するという仕組みを入れています。これをもって、稼ぎたい人は稼げる体制、安定して働きやすいことを望む職員についてはそういったこともできる。一応形としてはつくっていますので、これをPRしながら、今後の求人活動に力を入れていきたいと考えているところです。

○木本委託事業部門長 委員のほうからお話がありましたような現役の訪問看護師と語らう場というところですが、私ども人材センターのほうでは、訪問看護のおしごとセミナーというのを年三回やってございます。例えば医療機器メーカーの方に来ていただいて、今、最新の訪問看護で使える医療機器というのはこういうものがあって、すごく便利で安心だよというようなことを知っていただくとか、訪問診療のドクターに、今度訪問看護とタイアップして、こういうふうな形でチームを組んでサービスを提供するであるとか、そういうお話をした後に、現役の訪問看護師と、不安とか、やりがいとか、そういったことを懇談していただく場を設けさせていただいています。

ただ、残念なのは、参加される看護師が非常に少なく、今は将来の種まきじゃないんですけれども、私ども四階のほうに世田谷区医師会立の看護学校がございまして、その看護学生も呼んで、そういった訪問看護への理解を深めていただく場にさせていただいております。

○福田たえ美委員 御丁寧にありがとうございます。前よりも随分状況が大きく変わっていて、やはりある意味選んでもいただけるような体制というのも構築して、またそれをお伝えしていくというのと、ブランクがあったところから安心してもう一度戻るといったところを埋めていくような体制も少しずつつくられているということで、大変かと思いますが、引き続きお願いしたいと思います。

もう一点だけなんですけれども、二一ページのところ、高齢者等終身サポート事業。昨年は、すばらしいということで、ぜひ頑張ってくださいという思いだったんですけれども、ここの報告では行わない、実施しないというような報告になっています。これに関しては、状況的に、今後も含めてどのようにしていくのか、なぜこのようになったのかというところを説明いただければと思います。

○新島在宅介護事業部門長 終身サポート事業につきましては、昨年度に関しては定款変

更の申請をしている最中でありまして、このたび令和八年七月に定款変更の認可の申請が下りたところでございます。これに伴いまして、本格実施に向けまして現在、テストケース一名の方に御協力いただけそうということで、その方の御協力を仰ぎながら、実際に終身サポート事業導入に当たりまして、現在検証を行っていくところでございます。その検証を踏まえまして、また、料金体制等に関しても、現状の物価高騰等も踏まえた形で、再度精査をした上で、来年度から本格実施できるような準備を今進めているところでございます。

○福田たえ美委員 すみませんでした。じゃ、私、「本格実施に至らなかった」と報告書には書いてあったので、ここはちょっと読み間違えて、勘違いしちゃっていましたが、実際には進めていける、大丈夫だということによろしいのでしょうか。

○新島在宅介護事業部門長 はい、大丈夫です。

○福田たえ美委員 分かりました。どうもすみません。

以上です。

○いたいひとし委員長 ほかに質疑がなければ、以上で社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の経営状況についての報告を終わります。

参考人の皆様に、委員会を代表し、改めて御礼申し上げたいと思います。本日は皆様に御出席をいただき、それぞれの事業について詳細にわたりお話を伺うことができました。本日は誠にありがとうございました。

○いたいひとし委員長 次に㊦その他ですが、ほかに報告事項はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○いたいひとし委員長 なければ、以上で報告事項の聴取を終わります。

○いたいひとし委員長 次に、2 協議事項に入ります。

㊦次回委員会の開催についてですが、前回の委員会で決定したとおり、明日、九月二日水曜日午前十時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で協議事項を終わります。

○いたいひとし委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長** なければ、以上で本日の保健福祉常任委員会を散会いたします。

午後一時二分散会
